

多賀城の炎上・復興と征東軍

吉野 武

Fire and Reconstruction of Tagajo, And the Suppression Army

YOSHINO Takeshi

はじめに

- ① 多賀城の炎上と蝦夷の襲撃
- ② 多賀城と宝亀末の征討
- ③ 多賀城の復興
- ④ 延暦三年前後の陸奥国
おわりに

【論文要旨】

本稿では、多賀城南面における街並み形成の前提として、宝亀十一年（七八〇）の伊治公皆麻呂の謀反を契機とする多賀城の火災と復興、それらと征討との関連を検討した。まず、多賀城の火災が律令制的な支配や国家の威光を象徴する政庁等の主要施設を中心とした点に注目し、本来は小規模な単位からなる蝦夷の部隊が皆麻呂の謀反で一斉蜂起し、国司の逃走と籠城した百姓の四散で空城となった多賀城に襲来した結果とみた。蝦夷は貴重な物品がありそうな施設に殺到し、略奪を尽くしたうえで放火したと考えられる。

次に、派遣された征東軍と火災との関係、征討の経過を検討した。皆麻呂の謀反と多賀城炎上の経緯を記す『続日本紀』同年三月の史料は後にまとめられたものであり、政府は国司の逃走を五月、多賀城の炎上を七月になって認識したとみられる。このため謀反の第一報直後に派遣された征東使は現地にて想定外の難局に直面し、天皇との間で征討に対する考え方の差が開いた。征討は容易に実施できず、征東使の刷新と天皇

の厳命によって十一月以降に大崎地方等の城柵を復したが、翌年五月には軍を解散した。その後、天皇は上京させた征東副使の説明で現地の詳細を十分認識した結果、考えを改めて征東使等を賞したと考える。

多賀城の復興はまず征東使が手がけ、その帰還後は新たな陸奥守内蔵全成と按察使の相伴家持が進めたとみられる。具体的な経過については政庁跡出土漆紙文書に注目し、多賀城の政治的機能は征東軍の駐留によって宝亀十一年九月頃にはある程度回復したものの、仮設の第三―二期政庁は天応元年（七八一）以降、本格的な同二期政庁は延暦三年八月を上限とする延暦四年（七八三）頃の竣工を考えた。同年前半には家持と全成が陸奥国を去って多治比宇美が按察使と守、鎮守副將軍を兼ねる皆麻呂謀反以前の紀広純の頃の体制に戻り、上京した家持の申請による多賀・階上郡の真郡化で多賀城の防衛が強化されたことと符合する。

【キーワード】多賀城、火災、征東使、復興、漆紙文書

はじめに

宝亀十一年（七八〇）三月、上治郡大領伊治公皆麻呂による伊治城での陸奥按察使紀広純の殺害を契機とし、光仁朝末から桓武朝末に至る国家的規模の征討が始まる。その間、多賀城は蝦夷の襲撃による火災からの復興を経て征討軍の拠点として機能した。考古学的には炎上したのが第Ⅱ期多賀城、復興されたのが第Ⅲ期多賀城で、第Ⅲ期には城外の南面に方格状の地割による街並みも形成され始める。宮都に比べれば不均質な地割だが、全国的にも珍しい存在で、近年ではその形成の端緒が征討との関わりで考えられつつある⁽²⁾。また、征討と街並みの形成の前段階に起きた多賀城の火災についても発掘調査の成果に基づいて実態が整理され始めている⁽³⁾。こうした状況を踏まえ、本稿では街並み形成の前提となる多賀城の炎上・復興について、宝亀末・延暦初めの征討の動向に留意しつつ私見を述べる。

① 多賀城の炎上と蝦夷の襲撃

宝亀十一年における多賀城の火災はよく知られている。その惨状は考古学的には政庁の火災状況で語られることが多いが、他の地区・施設も含めた全貌が整理・把握され始めたのは最近と思われる。従来は、政庁の惨状と各地区の発掘調査でしばしば検出される火災の痕跡や焼瓦などが火災と年代を示す遺構・遺物として個々に挙げられるにとどまり、また、それらが注目されることよって、多賀城が灰燼と帰した印象を受ける感もなくなかった。その意味で火災の実態が整理され始めたのは評価される。本稿でも、まず現時点における火災の実態と特徴を把握し、さらに蝦夷の襲撃の実態も考えてみたい。

1 火災の実態

多賀城は仙台平野を南西に望む丘陵端に立地する（図版1）。一部に低地や沢を取り込んだ一辺約一〇五〇～一六六〇mの外周りを築地・材木堀による外郭施設で不整な方形に囲んだ城柵で、城内の中心から南東よりの丘陵上に政庁を置き、周りの丘陵上には実務官衙を配している。政庁、外郭施設、実務官衙の順に火災の実態をみていく。

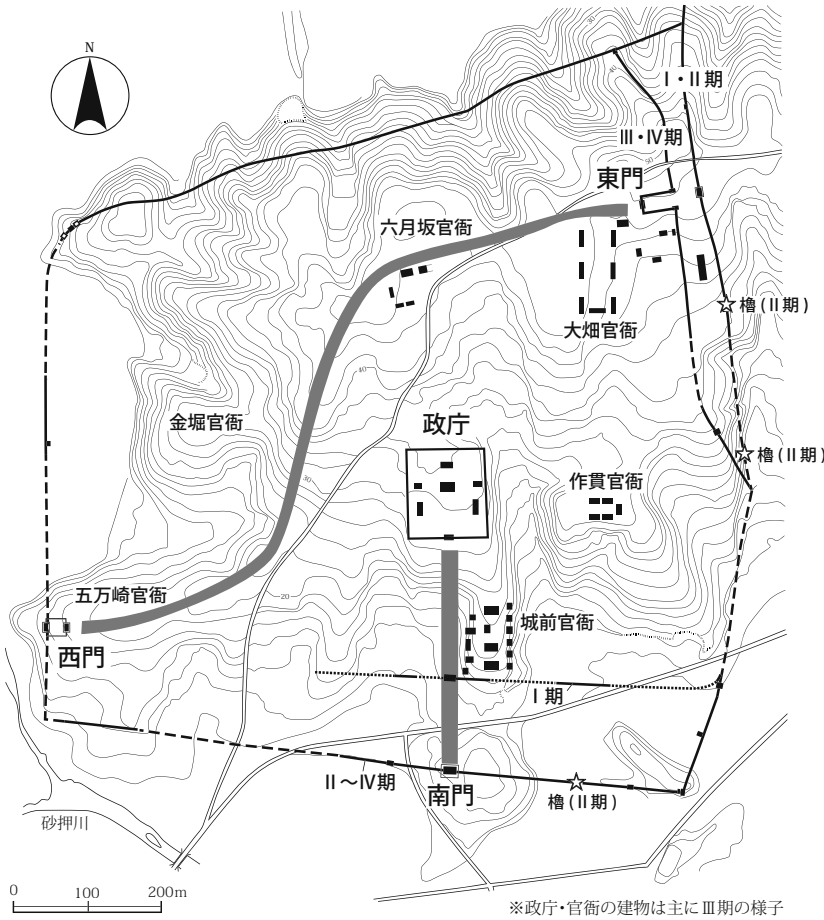
① 政庁

よく言及されるとおり、ほぼ全焼している⁽⁴⁾。焼失した第Ⅱ期政庁は藤原朝藪による造営で、大別四時期の変遷の中でも機能と装飾性を兼ねた最も壮麗な政庁である（図版3…二六一頁）。政庁内には正殿を中心に東西の脇殿・楼、後殿があり、それらを囲む東西約一〇三m、南北約一一七mの築地には南辺に翼廊が付く南門、東・西・北辺に東殿・西殿・北殿が配されていた。建物と築地はすべて礎石式総瓦葺きである。

このうち東脇殿と翼廊、東・北殿では焼面が検出されており、焼失が直接捉えられる。また、焼土層の分布や建物の礎石据穴・足場穴に含まれる焼土・炭・焼瓦等から正殿、東西の楼、後殿、南門の焼失が知られ、西辺築地では焼けてずり落ちた多量の瓦を掻きならした状況がみられる（図版2）。西脇殿や西殿では火災痕跡は捉えられていないが、西辺築地や他の建物の状況からすると焼失した可能性が高い。政庁はほぼ全焼している。

② 外郭施設

第Ⅱ期の外郭施設は西辺が不明、東辺南半が材木堀である以外はすべて築地であり、南辺と東・西門周辺は瓦葺きである。門は政庁の南で南門（図版1）、城内を東北から西南に延びる丘陵尾根筋で東門と西門が



図版1 多賀城全体図 (『年報』から作成。)



図版2 政庁西辺築地の焼瓦出土状況
宮城県多賀城跡調査研究所『多賀城跡 政庁跡
図録編』, 一九八〇年, PL59。

確認されている⁽⁵⁾。いずれも第Ⅰ期の掘立式の門より規模が大きい礎石式瓦葺きの八脚門で、南門は重層門形式で復元が進められている。ほかに、外郭施設では第Ⅱ期の櫓が南辺で一基、東辺で二基検出されており、南辺では南門―外郭東南隅のほぼ中央、東辺では東門から約一六〇m南とほぼ中央に位置する。いずれも掘立式だが、南辺の櫓は瓦葺きの可能性がある。

火災状況を見ると、門はすべて焼失している。櫓は南辺では焼失しているが、東辺の二基は焼けていない。築地は焼失した門・櫓の周辺で火

を受けた状況が顕著であり、東辺では東門からかなり北でも火災の痕跡が検出されている⁽⁸⁾。一方、南辺では門・櫓の周辺以外に火災痕跡は確認されていないが、東南隅で焼瓦が多量に出土している。また、北辺では築地の内側に薄い焼土層や炭層がみられる箇所はあるものの火災の痕跡は確認されていない。

ところで、第Ⅱ期の櫓が認知されたのはごく近年のことである。従来は東辺ほぼ中央で櫓状遺構が一基検出されていたが、基本的に櫓の付設は第Ⅲ期以降と理解されていた⁽¹⁰⁾。認知の契機となったのは二〇一〇年の

第Ⅱ期東門から約一六〇m南にある櫓の確認で、それによって東辺中央の櫓も明確に意識されるようになり、二〇一五年には南辺でも第Ⅱ期の櫓が確認された。こうした経緯を踏まえてあらためて外郭線を見直すと、第Ⅱ期の櫓は他にも東・南辺で想定される箇所がある。

東辺では東門から約一一〇m北のS B三八三建物が櫓と考えられる。この建物は調査当時には火災に遭った城外の建物とされたが、その後の調査から奈良時代の外郭東辺上に位置するのは明らかである。東門と外郭東北隅とのほぼ中間にある点でも焼失した櫓とみられる⁽¹¹⁾。また、東門から南でも二〇一〇年検出の櫓とのほぼ中間で築地内側の溝に多量の焼瓦と焼土を含む崩壊土が確認されており、近くに焼失した櫓がある可能性が高い。これらも含めると、東辺では東門に近い櫓が焼失し、離れた櫓は火災を免れたことが窺われる。

一方、南辺で確認された第Ⅱ期の櫓は、第Ⅲ期の櫓の土壇の下で焼面と周囲に多量の焼瓦を伴って検出されている。その状況は、同じように第Ⅲ期以降の土壇を伴う東南隅やその一つ西側の櫓、南門西側の櫓の場所にも第Ⅱ期の櫓がある可能性を示唆する。特に多量の焼瓦を所用瓦とし、礎石と柱穴が混在する第Ⅲ期の櫓を想定している東南隅については再調査が望まれる。なお、その一つ西側の櫓でも瓦が多量に出土しているが、報告書に焼瓦に関する記載はない。土壇下に柱穴があれば、火災を免れた第Ⅱ期の櫓となる。

以上から、外郭施設では門・櫓を中心とした火災が考えられるが、門がすべて焼失したのに対し、櫓は火災を免れたものがある。従って、区画施設本体（築地・材木堀）も焼失した門・櫓の周辺以外での損傷は少なかったとみられる。もともと、それは当然であろう。自然災害による倒壊とは異なり、攻城戦では門などの入口を確保すれば、その後の区画施設への攻撃・破壊は無意味である。とりわけ、後述するように蝦夷襲撃時の多賀城はほぼ無人の状況であり、門を破るのはたやすかったとみ

られる。築地の破壊は徒労である。

③実務官衙

城内の実務官衙には東北部の大畑地区官衙から右回りで作貫・城前・五万崎・金堀・六月坂地区の官衙があり（図版1・前頁）、主な官衙の様子は近年刊行された城前官衙の正報告書に模式図がある⁽¹⁴⁾。

〈大畑・作貫官衙〉 大畑官衙は城内東北、作貫官衙はその南側にあり、後者は政庁と沢を挟んだ東側に立地する。これまで大畑官衙で延べ約二五二〇〇㎡、作貫官衙で延べ約四六〇〇㎡の調査が行われており、第Ⅱ期以前の官衙を構成する遺構は前者で建物が七棟、住居が一四軒ほど、後者で建物が六棟検出されている。

両官衙の建物は長舎が目立ち、大畑官衙には桁行一五間以上、梁行四間の両廂付南北棟、作貫官衙には桁行八間以上、梁行三間の廂付東西棟などがある。また、大畑官衙では第Ⅲ期外郭東門の南側と第Ⅱ期の東門から北の築地沿いに焼土層の分布がみられる⁽¹⁶⁾。しかしながら、両官衙で明確に火災に遭った建物・住居は報告されていない。合わせて約三〇〇〇㎡に及ぶ調査区の中で第Ⅱ期末の火災との関連が言及されているのは、大畑官衙で前述した南北棟の西入側柱列西側にあるSA一九三一のみである⁽¹⁷⁾。両官衙の建物に火災痕跡がみられない状況は、東側を延びる外郭東辺で確認されている櫓が焼失していないことも符合する。

〈城前官衙〉 政庁跡東南から南に下る丘陵上に立地し、政庁南大路東側の一段高い場所に位置する。延べ約八三〇〇㎡が調査されており、官衙のほぼ全貌が明らかになっている⁽¹⁸⁾。第Ⅱ期の官衙は政庁正殿を中心とする計画性に則って造られた格式の高い官衙で、北向きだが広場を囲む儀式的な空間構造を持つ。一三棟とみられる建物のうち一一棟が検出され、官衙の西辺や内部を仕切る扉も確認されている。主殿の両面廂付建

物は瓦葺きと考えられ、官衙の西北隅では鎮守府符を納めた文書函蓋を含む木簡が出土している。¹⁹⁾

この官衙では八棟の建物で火災の痕跡が捉えられている。特に東列の建物や西南隅の建物は柱抜取穴を含めて焼土や炭を多く含む整地層に覆われており、西南隅では多数の焼瓦が出土した。また、西列では周囲に焼面や焼土層が分布する建物がある。西辺を画す堀でも火災後に柱が抜取られた状況が明瞭で、政庁と同様にほぼ全焼している。

〔五万崎・金堀官衙〕 五万崎官衙は城内西南、金堀官衙は五万崎官衙と沢を挟んだ北側に位置し、前者で延べ約五九〇〇㎡、後者で延べ約一五〇〇㎡が調査されている。²⁰⁾ このうち五万崎官衙の建物群には焼失が考えられる建物もあるが、第Ⅳ期の九世紀後半～十世紀前半頃の建物群であり、第Ⅱ期末の火災に伴うものではない。一方、金堀官衙には第Ⅱ期以前の焼失建物としてS B四七九があり、周りの溝・土坑でも焼瓦や焼土、焼壁等が検出されている。しかしながら調査面積が少なく、全体の火災状況は不明である。

〔六月坂官衙〕 政庁北辺から二五〇m北に位置する官衙で、延べ約六七〇〇㎡が調査されている。²¹⁾ 第Ⅱ期以前の官衙に伴う遺構は検出されていないが、第Ⅲ期の建物の柱穴などから焼瓦が出土し、焼土も比較的認められる。従って、周辺で第Ⅱ期に火災があったとは想定される。ただ、詳細は不明と言わざるをえない。

2 火災の特徴と蝦夷の襲撃

現段階の実態として、必ずしも多賀城は全焼していない。多くの地区に焼土や焼瓦がみられることから火災が広範囲に及んだとは思われる。しかし、ほぼ全焼したのは政庁と城前官衙、外郭南門をはじめとした外郭諸門で、槽には火災を免れた槽があり、築地も焼失した門・槽の周り以外の損傷は少ないと考えられる。城前官衙以外の実務官衙では金堀官

衙に焼失建物がある程度であり、政庁や城前官衙のような明瞭な火災状況は確認されていない。六月坂官衙では第Ⅱ期の建物が未確認で、大畑・作貫官衙では多数の建物・住居等が検出されながらも火災に遭った痕跡は乏しい。多賀城は灰燼に帰してはいない。

ところで、政庁と外郭諸門、城前官衙は多賀城でも重要な施設であり、律令制的な支配を象徴し、国家の威光を示す施設である。政庁は国庁兼鎮守府庁であり、特に第Ⅱ期は機能と装飾性を兼備した壮麗な政庁であった。²²⁾ 外郭線の門は各方面から多賀城に入る城門であり、第Ⅱ期の門の規模・構造はいずれも第Ⅰ期を上回る。なかでも第Ⅱ期に南に移された南門は、長さ約八七〇mに及ぶ大規模な築地による外郭南辺と合わせて南正面の威容を誇示していた。²⁴⁾ 一方、城前官衙は規模や格式は政庁に劣るものの、城内屈指の高い計画性を持つ官衙であり、瓦葺きの主殿を中心に鎮守府の符をはじめとする重要な実務を扱っていた。宝亀十一年の多賀城の火災は、こうした重要かつ象徴的な施設を中心としている。その実態には蝦夷による襲撃の特徴も窺われるように思う。

城柵に対する蝦夷の襲撃は、宝亀元年(七七〇)に本拠地に逃げ帰った宇漢迷君宇屈波字のような各地の族長や伊佐西古、諸絞、八十嶋、乙代といった一騎当千の首領が率いる比較的小規模な戦闘集団を単位とし、それらが時に応じて蜂や蟻のごとく群がってなされる特徴がある。²⁵⁾ また、国家側が軍威を示せば、各個に山野に隠れて隙を窺うといった集合離散的なものであった。伊治公咎麻呂の謀反でも咎麻呂は俘軍を誘って味方にした上で陸奥按察使を殺しており、彼自身が大軍を擁していたわけではない。ただ、陸奥国最高官の按察使殺害は陸奥国の支配機構に大穴を開け、最大級の隙を生じさせたと言つてよい。それに乗じて各地の蝦夷が一斉に蜂起して城柵を襲撃、勢いにまかせて群がるように多賀城まで襲来したのが実態ではなかったか。

宝亀十一年三月丁亥条は、多賀城が炎上に至る経過を概ね次のように

記す（後掲史料A）。皆麻呂謀反後の多賀城では城下の百姓が城を守るため城内に入り立て籠もったが、殺された紀広純に次ぐ地位にあり、皆麻呂の指示で伊治城から多賀城に護送された陸奥介大伴真綱が掾の石川浄足とともに城を出て逃走したため、指揮官を失った百姓も城から逃げ散った。それから数日後に来襲した賊が府庫の価値ある物品を略奪し尽くしたうえで放火、多賀城は炎上した。

この記事によると、まず多賀城での交戦はほとんどなかった。国家側に賊と呼ばれた者達の襲来は籠城した百姓が四散した数日後である。百姓の「遂無所拠、一時散去」という様子には指揮官を失った城内の混乱が窺われる。また、百姓も四散した多賀城は空城と言ってよく、侵入は容易だった。火災を免れた櫓もそうした状況を裏付ける。

次いで、侵入者がしたことは何よりも略奪である。史料に「争取府庫之物。尽重而去。」とみえる行為は彼ら同士が争う激しさで、貴重な物品はことごとく持ち去られた。按察使殺害を契機とし、国家側に対して一斉蜂起した者達が群れをなして多賀城に押し寄せ、空城の城内で各個に略奪者と化した感がある。その場合、まず標的となるのは裝飾が目立つ施設・建物や物品が積まれた庫であろう。未確認の倉庫群を除けば間違いなく政庁、次いで格式の高い城前官衙・外郭諸門であり、火災の実態と符合する。自由に動き回れる城内において、略奪も競争なら雑舍群は二の次である。貴重な物品がありそうな施設に殺到して略奪を尽くし、最終的に放火が行われた。放火には国家に抑圧されていた不満を晴らした凱歌の感がある。なお、その後の征東軍入城の際も交戦の様子はみえない。放火を以て、彼らは居住地に引き上げた⁽²⁶⁾とみられる。

こうした行動は城柵を攻め落として政治・軍事的な拠点とし、律令国家と覇を争うような性質のものではない。史料に「窺機伺隙」「攻則奔逃山藪、放則侵掠城塞」（後掲史料D、二五七頁）とみえるように国家側の隙や弛緩に乗じた城柵への攻撃（略奪・放火）に留まるものだが、

多賀城の火災状況はその最大級の実態を示している。⁽²⁷⁾

② 多賀城と宝亀末の征討

周知のように皆麻呂謀反の報に接した政府は直ちに征東使を任じ、征東軍を派遣した。多賀城の復興は征東軍が多賀城に入った五月下旬以降（次頁史料B）に始められたとみられる。

1 多賀城の火災と征東軍

多賀城炎上を記す宝亀十一年（七八〇）三月丁亥条は以下のとおりであり、概ね史料の後に付した①～⑦の内容で構成されている。

【史料A】宝亀十一年三月丁亥条（廿二日）

陸奥国上治郡大領外従五位下伊治公皆麻呂反。率徒衆、殺按察使參議從四位下紀朝臣広純於伊治城。広純、大納言兼中務卿正三位麻呂之孫、左衛士督從四位下宇美之子也。宝亀中出為陸奥守、尋轉按察使。在職視事、見僞幹濟。伊治公皆麻呂、本是夷俘之種也。初縁事有嫌、而皆麻呂匿怨、陽媚事之。広純甚信用、殊不介意。又牡鹿郡大領道嶋大楯、每凌侮皆麻呂、以夷俘遇焉。皆麻呂深銜之。時広純建議造覺鬮柵、以遠戍候。因率俘軍入、大楯皆麻呂並從。至是、皆麻呂自為内応、唱誘軍而反。先殺大楯、率衆圍按察使広純、攻而害之。独呼介大伴宿禰真綱、開圍一角而出、護送多賀城。其城久年国司治所、兵器粮蓄不可勝計。城下百姓競入欲保城中、而介真綱、掾石川浄足、潜出後門而走。百姓遂無所拠、一時散去。後数日、賊徒乃至、争取府庫之物。尽重而去。其所遺者放火而燒焉。

① 皆麻呂による伊治城での陸奥按察使紀広純の殺害

- ② 広純の出自・経歴と人物評
- ③ 皆麻呂の出自と広純・道嶋大楯殺害の動機
- ④ 犯行の経過と陸奥介大伴真綱の多賀城への護送
- ⑤ 多賀城の概要と事件直後の状況
- ⑥ 陸奥介・掾の逃亡と城内に立て籠もった百姓の四散
- ⑦ 蝦夷等による略奪・放火

鈴木拓也氏が指摘するように、この記事は後年にまとめられたとみられる。それは広純の人物評(②)の存在に明らかであるし、皆麻呂謀反の報告直後とみられる三月廿九日に多賀城から逃走した陸奥介大伴真綱(⑥)が陸奥鎮守副将軍に任じられたのも腑に落ちないことで、どちらも事件の第一報に記されていたとは考え難い。そこで第一報の内容が問題だが、私見では①のほか、③・④の殺害の動機・経過を含むもので、④の真綱の護送以下は後の報告で政府が認識したことであり、記事の編纂段階で②とそれらが加えられたとみる。ただし、多賀城の火災に至る経過自体は正しい。すでに触れたとおり、陸奥介真綱と掾の石川浄足の逃走によって籠城した百姓も四散し、数日後に来襲した蝦夷等が略奪を尽くして放火、多賀城は炎上した。

第一報の到着後、政府は三月廿八日に藤原継繩を大使、大伴益立と紀古佐美を副使とする征東使、翌廿九日に大伴真綱を陸奥鎮守副将軍、安倍家麻呂を出羽鎮狄将軍、征東副使大伴益立を陸奥守に任じた(二五五頁年表)。陸奥国から平城京には六〜七日を要するので、第一報の廿二日の日付は陸奥国を第一報が出た日であり、報告を受けて政府は直ちに対処した。それは征東使と殺された紀広純が兼帯した鎮守副将軍の後任を定め、征東軍の到達までは陸奥介鎮守副将軍の大伴真綱を中心に現地を固める策を主とするが、少し問題がある。陸奥按察使が任じられていないこと、逃亡者真綱の任用である。また、廿九日以降、五月十一日まで

は陸奥国よりも出羽国を対象とした指示が目立つのも注意される。

本来なら按察使には征東大使の藤原継繩を任じるのが自然である。しかし、大使継繩に関する記事は任用後見えず、九月には藤原小黒麻呂が持節征東大使としてあらためて陸奥国に赴任した。また、四月四日には副使の大伴益立を従四位下に叙し、六月には持節副将軍とみえるので、節刀を受けて征討に向かった責任者は益立であった。とはいえ、赴任しない継繩は小黒麻呂との交替まで一切責められていない。また、三月廿九日に副使の益立を陸奥守としながら大使の継繩には何もみえない点を踏まえると、継繩は赴任しない名目的な大使の可能性があり、後述するが、政府は事態をいくぶん軽視していたと推定される。いずれ、責任者は副使の益立であり、昇叙した四月四日以降に征討に赴いた。

大伴真綱については、六月八日に百済王俊哲を陸奥鎮守副将軍、多治比宇美を陸奥介に任じた記事があり、それらが真綱の後任人事であるのは明白である。また、真綱は以後の史料には一切現れない。鈴木氏の推測(31)とおり、多賀城での敵前逃亡が明らかになり、解任されたとみられる。従って、政府は三月の第一報時点では真綱の逃走を知らずに鎮守副将軍に任じた。逃走が判明したのは、後任を任じた六月八日以前であり、次の六月廿八日勅にみえる五月八日奏状が届いた同十四日頃であろう。

【史料B】宝亀十一年六月辛酉条(廿八日)

勅陸奥持節副将軍大伴宿禰益立等、去五月八日奏書云、且備兵粮、且伺賊機、方以今月下旬進入国府、然後候機乗変、恭行天誅者。既經二月。計日准程、佇待献俘。其出軍討賊、匡之大事。進退動靜、続合奏聞。何経数旬、絶無消息。宜申委曲。如書不尽意者、差軍監已下堪弁者一人、馳駢申上。

この勅は五月八日奏状から二ヶ月近く消息が絶えた征東軍に対し、光

仁天皇が報告を求めたものである。奏状で征東軍は五月下旬に国府（多賀城）に入ったうえで機を見て征討を行うとするが、注意されるのは国府への行軍に關しても「伺賊機」とする点である。これは征東軍が国府周辺の状勢を不穏とみていたことを意味し、大伴真綱等の逃走（⑥）で多賀城における指揮官の不在が判明したためと考えられる。また、先に触れたように征討関連の記事は五月十一日までは出羽国を対象とした指示が目立つが、八日奏状が届いた頃の十四日には坂東諸国等に櫛の備蓄を命じ、十六日には戦場に赴く志願者を広募している（次頁年表）。これらは奏状を通して陸奥国府周辺の状勢を知った措置と考えられる。要するに、政府は五月上旬までは多賀城を拠点とし、陸奥介鎮守副將軍大伴真綱が擁する陸奥国軍を健在とみていたが、真綱等の逃走を知って状勢に危惧を感じ、支援の準備や志願兵の募集を始めたのであり、六月には真綱の後任を定めたのである。

ところで、多賀城の火災（⑦）には八日奏状も二八日勅も触れていない。八日奏状では「進入国府」後に征討に臨むとしているので、よく知らなかった可能性が高い。また、その後には征東軍から二ヶ月も報告が途絶えたのは、多賀城に到着し、全焼は免れたものの政庁をはじめとした惨状をみて対応に苦慮していたためではなかったか。七月廿一日になって、光仁天皇は征東使の請に応じて尾張三河等五国に甲一千領、翌廿二日には東海東山諸国に襖四千領の多賀城への送付を命じ、さらに坂東の軍士徴発と軍糧一万六千斛の輸送を勅して軍士の多賀城参集を九月五日、軍糧の輸送期限を八月廿日とした。政府が第一報に「兵器糧蓄不可勝計」とみえる常態を有していた多賀城の惨状を認識したのは、実はこの直前だったことが推定される。

五月八日に鎮狄將軍に送った甲は六百領であり、同十四・十六日の勅も坂東諸国等への支援準備や志願兵の広募に留まる。対して、七月の指示はかなりの兵具・軍士・軍糧を陸奥国に直接送るものである。また、

軍士参集と軍糧輸送の期限をあらためて定めたのは征討の仕切り直しと云ってよい。これらは出羽国の軍備や後方での支援準備といった征東軍の周囲・後方を固める五月までの施策と異なり、征東軍への直接的な梃子入れ・増強であり、背景には多賀城の焼亡が判明したことが考えられる。先に判明していたら、もっと早急に梃子入れをしたであろう。にもかかわらず、五月段階では周囲・後方の固めに留っていたのは多賀城に「不可勝計」兵器糧蓄の存在をみていたからに他ならない。政府は多賀城における略奪も火災も知らず、それを認識したのは消息が途絶えた征東軍から七月に報告（請）がなされた時と考えられる³²。三月の第一報から実に四ヶ月近くを経ていた。

以上から三月廿二日付けの第一報は、まず皆麻呂の紀広純殺害（①）を内容とし、その後の大伴真綱等の逃走（⑥）は五月八日の奏上、多賀城の炎上（⑤・⑦）は七月に入つて政府に認識され、『続日本紀』の編纂段階で広純の人物評（②）とともに三月丁亥（廿二日）条にまとめられたと考える。一方、③・④の犯行の動機と経過については、詳細な内容、第一報到着直後の大伴真綱の鎮守副將軍任用、第一報の發送者を多賀城に護送された真綱とみるのが立場上（陸奥介）も妥当な³³ことから、第一報に含まれたとみる。ただし、皆麻呂による真綱の救命と護送は真綱の立場を微妙にする³⁴ところもあり、恐らく含まれてなかったろう。そして上記のことを踏まえると、三月丁亥条にみえる多賀城の炎上は第一報の發送から真綱等が逃走、百姓が四散した数日後のことであり、その下限は厳密には征東軍が多賀城に入った五月下旬頃であるが、同八日には真綱等の逃走が判明していることを勘案して概ね三月末～四月初め頃と考えておきたい。

2 征討の行方

光仁天皇が九月五日を期限とした軍士参集を命じた意図は明確であ

宝亀11～延暦7年(780～788)陸奥国主要事項年表

出典：『続日本紀』

年 紀	日 付	事 項
宝亀11(780)	1. 26	賊、長岡の百姓の家を焼く。官軍と戦闘(同年2.11条所引)。
	2. 1 丙申	陸奥按察使兼鎮守副將軍紀広純を参議に補任。
	2. 2 丁酉	陸奥国、覺繁城の造営を建議。その造営を命ず。
	2. 11 丙午	陸奥国、覺繁城造営を再申請。三千の兵による征討を命ず。
	3. 22 丁亥	伊治公皆麻呂反し、伊治城で陸奥按察使紀広純を殺害。
	3. 28 癸巳	藤原繼繩を征東大使、大伴益立と紀古佐美を副使に任ず。
	3. 29 甲午	大伴真綱を陸奥鎮守副將軍、安倍家麻呂を出羽鎮守將軍、大伴益立を陸奥守に任ず。
	4. 4 戊戌	大伴益立を従四位下に除す。
	5. 8 辛未	京庫と諸国の甲六百領を鎮守將軍の所に送る。
		副將軍大伴益立、今月下旬の国府(多賀城)進軍を奏す(同年6.28条所引)。
	5. 11 甲戌	出羽国の將軍と国司に渡島蝦夷に対する十分な賜饗を命ず。
	5. 14 丁丑	坂東諸国と能登・越中・越後に糶三万斛の備えを命ず。
	5. 16 己卯	征討に従軍する進士を広く募る。
	6. 8 辛酉	百濟王俊哲を陸奥鎮守副將軍、多治比宇美を陸奥介に補任。
	6. 28 辛酉	副將軍大伴益立に征東軍の進退動静について報告を求める。
	7. 21 癸未	征東使、甲一千領を請う。尾張・三河等の五国に命じて軍所に運ばせる。
7. 22 甲申	征東使、襖四千領を請う。東海・東山の諸国に命じて造り送らせる。坂東軍士に九月五日の多賀城会集を命じる。	
	八月廿日を期限とし、下総国に糶六千斛、常陸国に一万斛の軍糧運輸を命ず。	
	8. 14 丙午	軍糧運送により越前国大荒木忍山に叙位。
	9. 23 甲申	藤原小黒麻呂を持節征東大使に任ず。
	10. 22 壬子	征東使が今年の征討の中止を奏す(同年10.29条所引)。
	10. 29 己未	征東使を叱責。征討の実施、もしくは多賀玉作等城の防備強化と戦術の熟考を命ず。
	12. 10 庚子	征東使が橋座、石澤、大菅屋、柳澤等の五道の経路を奏す。賊の要害、出羽国大室塞に対する防御を命ず。
	12. 27 丁巳	苦戦に陥った鎮守副將軍百濟王俊哲等を神力で救った桃生白河等郡の神十一社を幣社とす。
天応元(781)	1. 1 辛酉	賊から来帰した百姓に復三年を与え、軍役に服した陸奥出羽諸国百姓の今年の田租を免す。
	1. 10 庚午	藤原小黒麻呂を陸奥按察使に任ず。
	1. 15 乙亥	軍糧の進上により下総国印旛郡・常陸国那賀郡の大領に叙位。
	2. 30 己未	相模、武蔵、安房、上総、下総、常陸等国に命じて穀十万斛を陸奥国に回漕す。
	5. 7 乙丑	陸奥按察使藤原小黒麻呂を兵部卿に補任。
	5. 27 乙酉	紀古佐美を陸奥守に補任。
	6. 1 戊子	軍を解散した征東使を叱責し、副使に状況報告のための入京を命じる。
	7. 10 丁卯	藤原小黒麻呂を民部卿に補任。
	8. 25 辛丑	藤原小黒麻呂入朝。正三位に除す。
	9. 8 癸亥	内蔵忌寸全成を陸奥守に補任。
	9. 22 丁丑	征夷の勞を賞して副使以下に叙位叙勲を行う。
	9. 26 癸亥	征東軍の逗留を追及し、大伴益立の位階を剥奪する。
10. 16 辛丑	軍糧を私送した尾張・相模・越後・甲斐・常陸等国の十二人に叙位。また、戦功者に叙勲。	
	12. 1 乙酉	陸奥守内蔵全成を兼鎮守副將軍に補任。
延暦元(782)	2. 7 庚申	民部卿藤原小黒麻呂を陸奥按察使に補任。
	5. 3 乙酉	軍糧献上により下野国安蘇郡主帳や陸奥国人に叙位。
	5. 12 甲午	奥郡百姓が来帰しないため復三年を与える。
	5. 20 壬寅	陸奥国の申請により鹿島社に位封を授く。
	6. 17 戊子	春宮大夫大伴家持を兼陸奥按察使鎮守將軍、入間広成を介、安倍墨繩を権副將軍に補任。
延暦 2(783)	4. 15 辛酉	鎮守の将吏の横領・鎮兵私役等の不正を禁ず。
	6. 6 辛亥	坂東八国の散位の子、郡司子弟、浮岩から軍士に堪える者を選び、用兵の道を習わせる。
	11. 12 乙酉	常陸介大伴弟麻呂を兼征東副將軍に任ず。
延暦 3(784)	2. 己丑	大伴家持を持節征東將軍、文室与企を副將軍、入間広成・安倍猿島墨繩を軍監に任ず。
	3. 4 乙亥	軍糧の献上により丸子石虫に叙位。
延暦 4(785)	1. 15 辛亥	多治比宇美を陸奥守に補任。
	2. 7 壬申	長年の軍功により小田郡大領に叙位。
	2. 12 丁丑	陸奥守多治比宇美を兼陸奥按察使鎮守副將軍に任ず。
	3. 9 甲辰	陸奥按察使多治比宇美に叙位。および彩帛・純・綿などを賜う。
	4. 7 辛酉	陸奥按察使鎮守將軍大伴家持等の申請により 多賀・階上郡を真郡とす。
	5. 20 甲寅	百濟王英俊を陸奥鎮守権副將軍に補任。
	8. 28 庚寅	大伴家持没。
9. 29 庚寅	百濟王英俊を出羽守に補任。	
延暦 5(786)	8. 8 甲子	蝦夷を征すため佐伯葛城を東海道、紀楯長を東山道に遣わし、軍士と戎具を檢閲す。
延暦 6(787)	2. 5 庚申	佐伯葛城を陸奥鎮守副將軍に補任。
	2. 25 丁丑	佐伯葛城を下野守、藤原葛野麻呂を陸奥介、池田真枚を鎮守副將軍に補任。
	閏5. 5 丁巳	陸奥鎮守將軍百濟王俊哲を日向権介に左遷。
延暦 7(788)	2. 28 丙午	陸奥按察使多治比宇美を兼鎮守將軍、安倍猿島墨繩を副將軍に任ず。
	3. 2 庚戌	蝦夷を征するため陸奥国に軍糧35000余斛を下す。
		また、東海・東山・北陸等国に七月を期限とした陸奥国への糶23000余斛と塩の転送を命ず。
	3. 3 辛亥	東海・東山坂東諸国の歩騎52800余人を徴発し、来年三月を期限とした多賀城会集を命ず。
	3. 21 己巳	多治比濱成、紀真人、佐伯葛城、入間広成を征東副使に任ず。
	7. 6 辛亥	紀古佐美を征東大使に任ず。
	12. 7 庚辰	征東大將軍紀古佐美、辞見す。

り、征討の実行にあった。皆麻呂の按察使殺害は大罪であり、多賀城の失陥も加わって国家の面子は丸潰れである。派遣した征東軍を引くわけにはいかない。多賀城も全焼は免れており、征討拠点として機能が可能とみたこともある。迅速に蝦夷を叩けば復興は後からでもよい。⁽³⁵⁾しかし、現地の征東軍には過酷であった。

本来、この征東軍は陸奥介鎮守副將軍大伴真綱率いる陸奥国軍と多賀城の豊富な軍備・備蓄を前提に下向しており、合流して征討にあたるはずであった。⁽³⁶⁾それが真綱等の逃走と多賀城の火災で大きく齟齬している。真綱の後任や軍備・備蓄の補充を命じても到着には多少の時間がかかり、それまでは携行した装備・兵糧で軍を維持しなければならない。また、主要施設がほぼ全焼した多賀城の修復も必要だが、その準備もなかったはずである。さらに、この頃には多賀城以北の城柵の失陥も判明しており、⁽³⁷⁾それらの復興も考えねばならない。征東軍には難題が山積みであった。そこに多量の軍士・軍糧が届いてもかえって混乱したかもしれない。結局、九月に征討は実施されず、同廿三日には藤原小黒麻呂が新たに持節大使に任じられた。

この人事は一向に赴任しない征東大使藤原繼繩の更迭とみるのが一般的だが、前述のように継繩は名目的な大使の可能性がある。政府が当初は真綱等の逃走と多賀城の火災を知らなかったことを踏まえると可能性は一層高い。皆麻呂の謀反は重大事件ではあったが、政府は状況を甘くみていた。⁽³⁸⁾しかし、事態の深刻さが判明し、動かない征東軍もみて、あらためて藤原小黒麻呂を持節大使として送ったと考える。当然、持節副使大伴益立の節刀は取り上げられた。また、以下のように副使も解任され、征東使上層部の人事が刷新されたことが考えられる。

この征討に関する翌天応元年九月二二日の論功行賞に大伴益立は見えず、四日後には小黒麻呂の功績と対照のうえ「由是、更遣大使藤原小黒麻呂。到即進軍、復所亡諸塞。於是、詔、責益立之不進、奪其從四位下」

という理由で官位を剥奪された。⁽³⁹⁾記述をみる限り益立は小黒麻呂赴任後の征討には関与せず、副使を解任されたと考えられる。

一方、征東軍の副使は当初は益立と紀古佐美だったが、同年六月一日勅（次頁史料D）には内蔵全成と多犬養が見えており、それ以前に解散した征東軍に関してどちらかが上京して事情を説明するよう命じられている。また、二人は九月の論功行賞で叙位叙勲に預かっており、征討で功績があったのが明らかである。問題は彼らの副使補任の時期だが、益立の解任で副使が一名になること、二人が征討に従軍したこと、後述のように征討が宝龜十一年十一月・十二月に確認できることからすると、史料上は藤原小黒麻呂の持節大使補任しか見えないが、小黒麻呂の赴任で大伴益立が節刀を剥奪、副使を解任された頃か、若干遅れた補任が考えられる。要するに、宝龜十一年九月下旬から十月頃に征東使上層部の人事が刷新された。さらに、光仁天皇は小黒麻呂の到着後とみられる十月廿二日に年内の征討中止を奏した征東使に対し、それまでの征討の延引、軍の逗留を激しく叱責し、征討の実施もしくは「多賀玉作等城」の防御の強化と戦術の検討を命じている。

【史料C】宝龜十一年十月己未条（廿九日）

勅征東使、省今月廿二日奏状知、使等延遲既失時宜。將軍發赴久經日月、所集步騎數萬餘人。加以、入賊地期、上奏多度。計已發入、平殄狂賊。而今奏、今年不可征討者。夏稱草茂、冬言襖乏。縱橫巧言、遂成稽留。整兵設糧、將軍所為。而集兵之前、不可弁備、還云、未備城中之糧者。然則、何月何日、天誅賊復城。方今將軍為賊被欺。所以緩怠致此逗留。又未及建子、足以拳兵。而乖勅旨、尚不肯入。人馬悉瘦、何以對敵。良將之策、豈如此乎。宜加教諭、存意征討。若以今月、不入賊地、宜居多賀玉作等城、能加防禦、兼練戰術。

この勅は、日付や末尾近くの文言「宜加教諭、存意征討」から新大使の小黒麻呂に向けた勅と考えられる。引用する廿二日の奏状からみて、恐らく現地での征東使・官人の意見や多賀城等の状況から征討の延期に考えが傾いた小黒麻呂に対し、大伴益立首班の旧征東使を激しく非難することによって征討実施のために送った彼の立場を強め、現地をまとめさせたと思われる。光仁にすれば真綱等の逃走、報告の遅滞、巧言を弄した征討の延引といった臣下の不実が重なる中で、自身は第一報、五月の奏上、七月の請等の機会ごとに直ちに対処し、予定通り征東軍が動かないなら人事も刷新して臨んでいる。やや一方的だが、征討実施の方針は一貫していた。旧征東使への非難は理がかなっており、この勅は小黒麻呂が現地の体制をまとめようという強力な後ろ盾となる。また、この勅では必ずしも征討の強行は命じていない。今月中に進軍しなければ「多賀玉作等城」の防備を固めて戦術を練ることを指示し、十月末という季節を考えれば、それが現実的な施策と思われる。ただ、そのためには失陥した城柵と失地の回復が前提となる。この頃には当初の見込みと異なる厳しい状況に光仁もある程度は気付いており、小黒麻呂首班の征東使を引き締め、それらの確保と強化を必須の課題として命じたと考える。

この勅により征東軍は二千の兵で楯座、石澤、大菅屋等の五道を経略して道を塞ぎ、逆賊の要害との間を絶った。さらに光仁の命で賊の要害の出羽国大室塞との間も防御した。楯座等の五道は紀広純の覚鑿城造営が蝦夷の寇道遮断を目指した点から栗原郡以北と考えられる。大室塞は出羽国最上郡にあり、奥羽山脈越えの道筋を防御させたとみられる。これらの所在から大崎・栗原地方の確保が図られている。十一・十二月に行われた軍事行動では鎮守副將軍百濟王俊哲が桃生白河等郡の神の力で窮地を脱し、十二月廿七日にそれら十一社が弊社に預かった。また、翌天応元年正月元旦の詔では、蝦夷側に寝返った者が帰参したなら復三年を与えることとした。これによって城柵・失地の回復に成果が出てきた

ことが窺われ、少なくとも大崎地方は確保のうえ、城柵の復興・強化が始められたとみられる。同地方は七世紀以来の支配実績を持つ地域である。また、百濟王俊哲の例はあるが、小規模な集団による襲撃を特徴とする蝦夷に対し、千人規模の軍で軍容を張れば多賀城と同じく失地の回復は比較的容易だったと思われる。

天応元年正月以降は同十日に小黒麻呂の陸奥按察使補任、十五日に軍糧献上による叙位の記事があり(二五五頁年表)、二月末には坂東の東海道諸国に穀十万斛の回漕を命じた。軍糧は多賀城以北の城柵にも送られたと思われる。次いで四月に桓武天皇が即位すると、五月に小黒麻呂を兵部卿、紀古佐美を陸奥守としたが、ここまで軍事行動を示す記事はみえない。前年の成果と軍糧の補充を受けて、主に城柵と失地の復興を進めていたと考えられる⁽⁴¹⁾。とすれば、次の段階はそれらを拠点として軍を進め、蝦夷側の要害を衝くことだが、五月末に征東使から届いた奏は征東軍の解散報告と征東使の凱旋を請うものであった。

〔史料D〕天応元年(七八一)六月戊子条(一日)

勅参議持節征東大使兵部卿正四位下兼陸奥按察使常陸守藤原朝臣小黒麻呂等曰、得去五月廿四日奏具知消息。但彼夷俘之為性也、蜂屯蟻聚、首為乱階。攻則奔逃山藪、放則侵掠城塞。而伊佐西古、諸統、八十嶋、乙代等、賊中之首、一以当千。鼠逆山野、窺機伺隙、畏我軍威、未敢縱毒。今將軍等、未斬一級、先解軍士。事已行訖、無如之何。但見先後奏狀、賊衆四千餘人、其所斬首級僅七十餘人、則遺衆猶多、何須猷凱旋、早請向京。縱有旧例、朕不取焉。宜副使内蔵忌寸全成、多朝臣犬養等一人、乘駟入京、先申軍中委曲、其餘者待後処分。

征東使による五月廿四日の奏に対し、桓武天皇は賊首を一人も斬らず、賊衆四千餘人のうち七十餘人を斬った程度の征東使の凱旋を却下したう

えて、副使の内蔵全成、多犬養のうち一人を入京させて事情の説明を命じ、他の者は処分待ちとした。征東使を処分対象とみていたのは間違いないが、七月十日には小黒麻呂が陸奥按察使見任のまま民部卿となり、八月廿五日には入朝して正三位を授けられる。また、彼は五月に兵部卿に任じていたが、民部卿補任時には藤原家依が後任となっている。従って、七月上旬には小黒麻呂の中央政界復帰は決まっておらず、入京した副使が軍の解散、陸奥国の状況等を詳細かつ上手に弁じたとみられる。昇叙後の九月八日には内蔵全成を陸奥守に任じ、同廿二日には副使以下の征東使・陸奥国官人を褒賞、翌月十六日には軍糧の搬送や戦功者の叙位叙勲が行われた。そして、十二月には内蔵全成に鎮守副將軍を兼任させて陸奥国の指導者とし、事後処理を含めて征討が完結した。

ところで、内蔵全成は経歴や陸奥守への起用からみて、桓武天皇の勅で入京した副使だった可能性が高い。彼は天平勝宝六・七年(七五四・七五五)に大学少属、天平宝字三年(七五九)には高麗に遣わされた藤原河清の送迎使を勤めたあと、宝龜三年(七七二)に大外記として詔書の考勘や太政官奏文の勘造にあたり、宝龜五・十年には新羅使来朝の由を問う使となっている⁽⁴²⁾。学識があり、交渉に長じた文官で、宝龜五年の新羅使来朝では四ヶ月後に鎮守副將軍となる紀広純と任につき、広純を知る人でもあった。武官や地方官の経験は乏しいが、高麗との外交では漂着経験があり、耐久・適応力もある。陸奥守退任後は大蔵大輔、内蔵頭を歴任し、物資の調達・出納にも明るかったらしい。

この全成が副使だったのは桓武天皇への説明に最適だったと思われる。経歴からすると、あるいは当初から現地や征討の状況報告を担う起用も推測される。とすれば、その報告は信頼性が高い。説明は前述の同伴益立の官位剥奪記事や全成の陸奥守補任からみて、益立首班と小黒麻呂首班との征討を明確に論じ分けるとともに、荒廃した多賀城以北の地域の詳細な状況と城柵の回復を踏まえた復興の優先を説いたと思われる

る。このうち復興は今後の陸奥守の仕事となるが、その任には現地の実情を知り、復興の優先を説いた者が適任である。中央文官の典型とも言える全成の経歴の中で大國の守・武官への就任は異質であり、特別な理由が考えられる。地方官なら同じ副使の多犬養のほうが経験値もあった⁽⁴³⁾。以上から、全成による桓武天皇への説明が推定される。

3 宝龜末の征討の特徴

従来、この征討については征東使の体たらくを責めたり、賞賜の実施に不可思議さを見る傾向がある⁽⁴⁴⁾。しかし、これは現地の状況をよく知る官人と征討の実施にこだわる天皇との考え方に相違があるため⁽⁴⁵⁾、この征討ではその開きが特に大きかったと考えられる。それは皆麻呂の謀反を契機としたこと、蝦夷の反乱による被害が謀反が起きた栗原郡から大崎地方を越えて多賀城に及ぶ規模であったこと、そのため実情の把握・報告に遅れや不足が生じたことが背景にある。

この征討は後の桓武朝の征討のように準備を尽くした計画的な実施ではない。突発事態(謀反)への対処であり、現地の征東軍には臨機応変な対応が必要であった。まず、そこに意思疎通の難しさがある。次いで、被害の大きさによる情報伝達の遅れや内容の不足が想定外の事態に直面した征東軍と都の天皇との征討に対する見通し・意気込みの開きを大きくした。天皇が多賀城の失陥を知って人員・物資の補充を命じたのは征東使の出発から三ヶ月後である。そのころ征東軍は略奪され尽くし、主要施設が焼失した多賀城で携行した物資により軍を維持しながら国府の復旧を始めた程度であったろう。補充がなされても直ちに征討に立つ意気込みはなく、刷新された征東使ですら考えが延期に傾いた。また、多賀城以北の城柵・地域の実情も征東軍が多賀城を出て楯座等五道を経略し、それらの地域を回復して詳細が明確になったのではなからうか。人災・天災を問わず、被害が大きいほど現地の実情が伝わるのは遅く、

内容も不足しがちである。征東軍の解散に怒った天皇とその後の矛盾するような賞賜からみると、天皇が実情をすべて理解したのは上京した副使の説明によるところが大きい。情報不足が解消されて考え方の開きが埋まり、天皇は態度を改めて征東軍が過酷な状況下でも一定の成果を収めた点を評価し、賞賜を行ったと考える。

以上のように、この征討では征東軍派遣の契機、想定外の被害の大きさとそれによる情報伝達の不足が征東軍と天皇との考え方の差をより広げた。ひいては征東軍の非難、賞賜の不可思議さが目立つ記録・評価につながったと考える。

③ 多賀城の復興

前述のように、多賀城の火災は宝亀十一年（七八〇）五月下旬以降に到着した征東軍により明らかになった。国府兼鎮守府としての機能の回復と施設の復旧はそれ以降であり、征東軍がまず手がけ、それから本格的な復興が考えられる。しかしながら、その経過は『続日本紀』等の史料では不明である。この点について、多賀城政庁跡出土の漆紙文書から窺ってみたい。

1 政庁跡出土漆紙文書

① 政庁跡の漆紙文書

『多賀城漆紙文書』は多賀城跡の第一〜一〇三号漆紙文書を取めている。⁽⁴⁶⁾ そのうち政庁跡の文書は第二期西脇殿の南側を東西に走る石組溝が西辺築地内側の石組溝とT字（⊥）に接する北側のSK一一〇四・一一〇五（図版3・二六一頁）出土の第一〜八九号、その約二四m南の焼土層出土の第九〇〜九五号があるが、後者は前者と同一個体（一紙）もしくは一連の文書を含み、一括的に考えることができ

る。以下では、数量が多く、年紀を持つ文書も含む前者を中心に述べる。

SK一一〇四・一一〇五の漆紙文書は漆の漉し紙や多量の瓦とともに出土した。その出土に立会い解説・報告にあたった平川南氏は、のちに文書の内容と年代、政庁での漆作業を中心に再検討をしている。⁽⁴⁷⁾ 氏によると文書には請求文書、貢進文書、田籍様文書のほか「征東使」の語句を含む断簡等がある。年紀文書は一〇点で、宝亀十一年九月〜延暦二年十月（七八〇〜七八三）の文書七点と宝亀十一年、宝亀・延暦年間の文書が各一点ある。その内容としては糧穀進上文や公粮請求文などがあり、田籍様文書の紙背利用もみられる。そのうえで、氏は最も新しい年紀文書に注目して政庁跡の漆紙文書は延暦二年十月に近い時期に廃棄されて漆の蓋紙に使われた可能性が高いとし、出土遺構や多量の瓦・土器との共伴、漆紙の漆付着状況等も踏まえて蓋紙への使用は政庁内の造営、すなわち政庁の本格的な復興に関わる漆塗り作業に伴うとした。

ところで『多賀城漆紙文書』はSK一一〇四・一一〇五を十世紀後半から十一世紀にかけての瓦溜りとするが、後続の『政庁本文編』では両遺構をSK一一〇四土壙に統合し、年代も九世紀前半頃に修正した。その経緯は不明だが、恐らく前書では文書と遺構（蓋紙としての廃棄）の年代に二百年前後という少々信じ難い開きがあるための再検討と思われる。しかし、その年代も政庁の復興とは乖離しており、平川氏も再検討を促している。また、SK一一〇四は火災による焼土・炭を含む政庁第三期の造営に伴う第3次整地層の範囲にあるが、両書とも整地層との関係に触れていないのも気にかかる。

一方、平川氏の見解は概ね妥当と思うが、論述の重点が遺跡・遺構の考察上における漆紙文書の有効性を指摘する点に置かれている。このため多賀城の火災や復興、征討との関連は論旨の展開上で個別にあげられるに留まる。総合的な一連の歴史像の構築には及ばず、些麻呂の謀反や多賀城の火災に関する理解も一般的な域を出ていない。そこで前章まで

を踏まえて漆紙文書にあらためて注目し、復興の経緯を考えるが、まず報告書との間に残る年代的な問題を解消しておきたい。

② 漆紙文書と政庁の復興

SK 一一〇四と第3次整地層との関係は、前者の出土瓦に第Ⅲ期の軒瓦を含むことからSK 一一〇四が新しい。年紀文書で最新の延暦二年十月の文書が整地層に覆われていた場合、火災後の政庁では三年半以上を経てまず漆塗り作業を行い、その後整地をして建物等を復旧したことになるが、それではSK 一一〇四に第Ⅲ期の軒瓦が含まれる余地はない。SK 一一〇四が第3次整地層に覆われていたとは考え難い。⁽⁴⁹⁾

九世紀前半頃というSK 一一〇四の年代は、出土した土器が多賀城跡のC群土器であることに基づく。また、C群と八世紀末頃のB群土器との区別は、八世紀以前の非ロクロ調整の土師器種類の有無による（B群Ⅱ有、C群Ⅱ無）。しかし、SK 一一〇四の土師器種類は凶化もできない僅か五点の破片にすぎず、そのうち2点は摩滅が著しいうえに底部の特徴も不明である。資料の少なさや状態の悪さからすれば、C群土器と切り切るのは難しい。一方、凶化された須恵器坏・埴類は口径に対する底径の比率がやや大きい器形を呈するもので、むしろ八世紀に遡る特徴がみられる。ほかに九世紀に確実にくだる資料もない。従って、SK 一一〇四出土土器はC群に限定せずにB・C群として年代幅をとり、須恵器の特徴から古い様相を示すとみるのが妥当である。これによってSK 一一〇四は八世紀末に遡る余地をもつ。漆紙文書を復興期の遺物とみることと矛盾しない。

2 政治的機能の回復と復興期の様相

① 政治的機能の回復

火災で主要施設はほぼ全焼したが、征東軍の到着で多賀城の政治的機能

能は比較的早く回復した。それを示す漆紙文書に以下のものがある。

〔史料E〕多賀城跡第1・3・12号漆紙文書

◎ 第1号漆紙文書

〔^{〔月カ〕}九日盡〕 〔^{〔八カ〕}月十〇日合十箇〕

宝龜十一年九月廿

行方團 毅上毛野朝

（ ）：同一文書で接合しない断簡

◎ 第2号漆紙文書

者^{〔言ベン〕}使郡運送

〔^{〔根カ〕}毅郡宜承知始来

者謹依符旨

宝龜十一年九月十七日

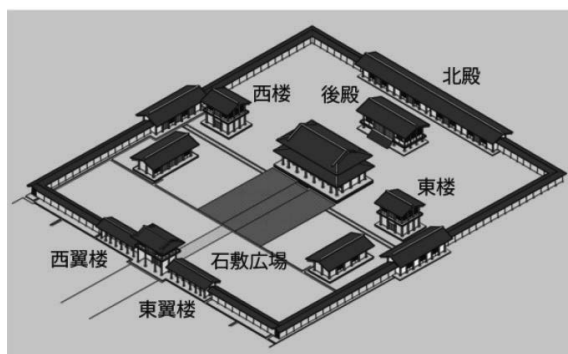
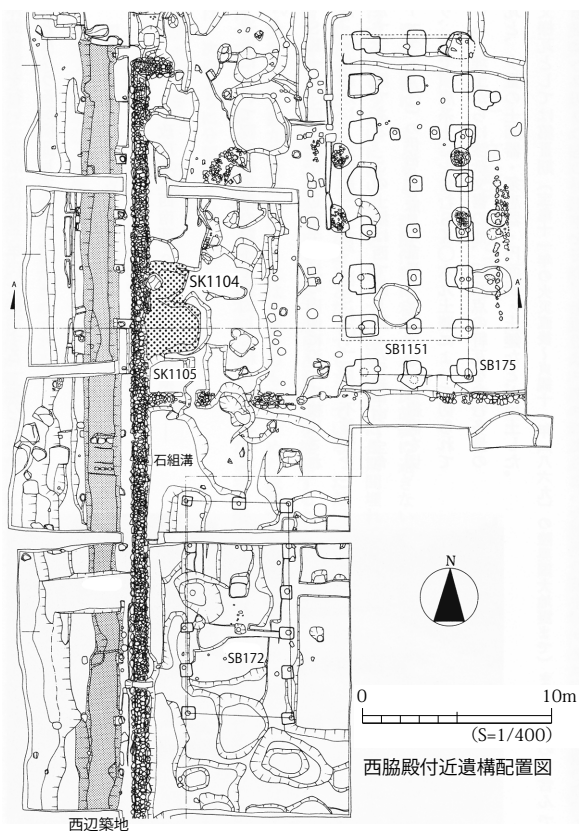
〔^{〔自著〕}磐城臣千 主政外

擬主政

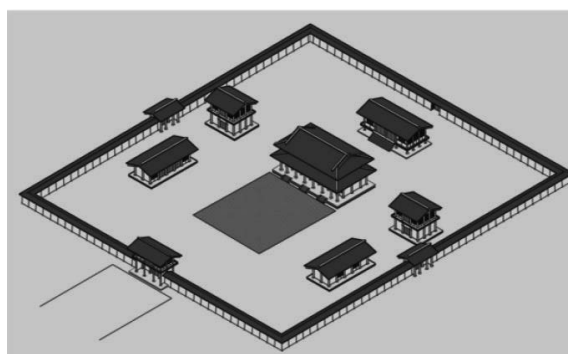
◎ 第3号漆紙文書

〔郡司解 申進上兵馬馬子粮米事

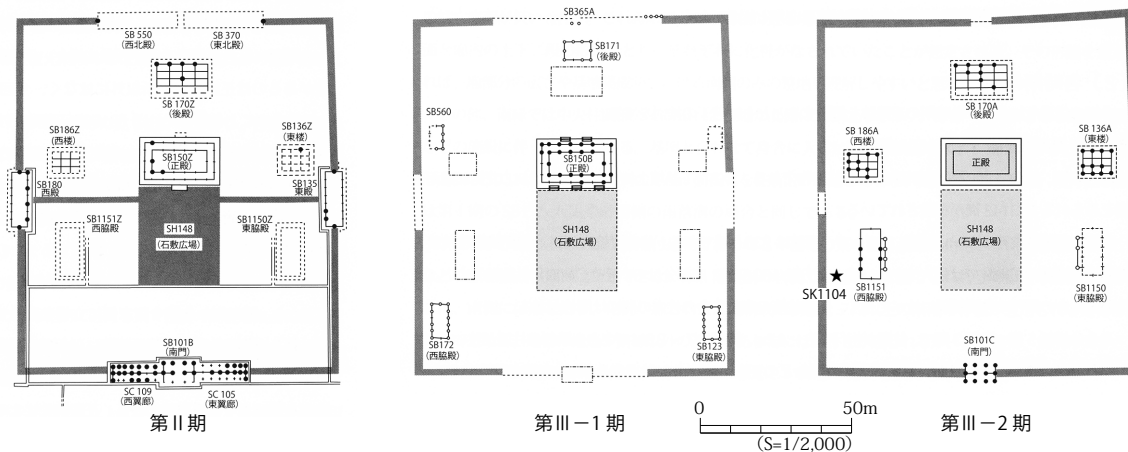
馬子八人部領一人合



第Ⅱ期：天平宝字6年(762)～宝龜11年(780)



第Ⅲ-2期：延暦4年(783：私見)～貞観11年(869)



図版3 漆紙文書出土遺構と第Ⅱ・Ⅲ期政庁

前掲図版2 報告書 PL8。宮城県多賀城跡調査研究所『多賀城跡一発掘調査のあゆみ 2010—』, 2010年, 8頁。『年報 2012』図版 35 から作成。

□ 斛貳斗貳升

□ 九月□日迄□九日(起カ)
(廿カ)
(廿カ)

□ 長大伴部廣椅

宝亀十一年□

□
□(田カ)
□(自署)

◎第12号漆紙文書

□(所カ)解 申請粮事

□物□□□(役カ)人

□□人
(四カ) □ □ □ □
□ □ □ □

□ 宝亀十一年□月□日□(九カ)

これらは宝亀十一年九・十月の粮関係の文書である。軍士の参集期限(九月五日)後も征東軍が多賀城に止まっていた時のもので、第1号は多賀城に上番したとみられる行方団軍毅の公粮請求文である。食料自弁の軍団員による請求は、勤務で陸奥国の軍団に動員がかかっていたためと考えられる。第2号は磐城郡司が粮穀を多賀城に運んだ文書で、多賀城の被災を踏まえれば失われた備蓄や征東軍に供する軍粮と考えられる。それは符旨によるものであり、某郡司が兵馬馬子の粮米を進上した第3号文書も参照すれば、九月中旬以前に多賀城以南の諸郡に軍粮の進

上を命じる国符が発せられていたとみられる。そのほか第12号は某所の公粮請求文である。某所が城内の部署かは不明だが、粮関係の部署以外にも機能していた部署がある。

これらの漆紙文書によれば、征東軍到着四ヶ月後の九月前後頃には国と郡・軍団、国と被官の部署との間で粮の進上や支給、兵馬馬子の動員などについて文書による伝達が行われていた。特に粮の進上に関する文書は「未儲城中之粮者」とする征東使の奏状(史料C・二五六頁)を彷彿させるものである。従って、この頃には征討や多賀城の復旧などを中心に陸奥国の政治的機能はある程度回復していた。それは前述したように火災を免れた官衙・施設があったからであり、征東軍はそれらを利用してみられる。次に、焼失した施設の復旧について政庁を中心に考えてみたい。

②復興期の様相

火災を免れた官衙・施設もあるが、国家の威光を示す主要施設がほぼ全焼した様子は律令官人にすればやはり惨状と言ってよい。復興にあたり、政庁では直ちに本格的な総瓦葺き礎石式の四面廂付正殿の再建を進めたが、他の建物は位置をずらして掘立式の仮設建物が建てられた(前頁図版3)。調査報告書では仮設建物からなる政庁を第Ⅲ―1期、すべての建物が礎石式総瓦葺きで再建された政庁を第Ⅲ―2期とする。³³⁾

ところで、大別による第Ⅰ―Ⅳ期の政庁遺構期は城内各地区の遺構をみる際にも概ね有効だが、細分した小期までは必ずしも対応しない。例えば、掘立式の仮の施設は外郭東門や城前官衙にはあるが、外郭南門・西門では確認されていない。それらの本格的再建は直ちに始められた可能性と、多少放置した後に手が付けられた可能性がある。また、火災を免れた第Ⅱ期の施設は、当座はそのまま使ったとみるのが自然である。従って、政庁第Ⅲ―1期の城内には暫定的な仮の施設、本格的に再建さ

れた施設、焼失を免れた施設、焼失後放置などの状況が混在し、漸次的な第Ⅲ―2期への移行が考えられる。

そのなかで征東軍が第一に取組んだのは仮の施設が構築された政庁、城前官衙、外郭東門と考える。仮の施設の構築は、その場の早期復旧が必要だからに他ならない。政庁は国府兼鎮守府多賀城の中核であり、城前官衙は政庁に次ぐ格式を持ち、鎮守府の文書も扱っていた官衙である。⁽⁵⁴⁾ また、外郭東門は南正面の南門に比べれば格式が低い、以前に指摘したように養老四年の蝦夷反乱後の創建時から多賀城で最も防衛すべき外郭線は東辺であった。⁽⁵⁵⁾ 火災も東門付近では顕著である。反乱後の造営という同じ状況下において外郭線では東辺の機能回復を優先し、仮設の東門で開口部を閉じて早急に防衛を固めたとみられる。これら仮の施設は掘立式の建物や材木堀であり、本格的に復興された第Ⅲ―2期の施設より小規模で柱穴が小さい。⁽⁵⁶⁾ 構築は比較的容易で早期復旧が可能である。しかしながら、政庁では正殿を当初から本格的な四面廂付建物として再建したため、ほかの建物を仮設しても正殿の竣工までは政庁として機能しない。政庁の復旧には多少の時間がかかったとみられるが、ここで復興に要した時間をみる目安として第Ⅲ―1・2期政庁の竣工年代を検討したい。

3 政庁の竣工

①第Ⅲ―1期政庁の竣工

五月下旬以降の征東軍到着後、陸奥国の政治的機能は火災を免れた施設を利用して九月前後頃には多少回復していたが、惨状の実態を知らなかった征東軍に再建の準備はない。惨状を報告し、光仁天皇が補充を命じたのも七月下旬であり、粮の搬送期限は八月廿日であった。九月頃では焼失した施設の後始末や仮の施設の構築はできても、本格的な正殿の竣工は無理と考えざるをえない。さらに、十一・十二月には城中の粮が

乏しいにも拘わらず光仁の厳命によって征討を行っており、政庁再建にどの程度取組めたかは疑わしい。第Ⅲ―1期政庁の竣工は早くても軍事行動が多少落ち着いた翌天応元年以降と推定される。

②漆紙文書からみた第Ⅲ―2期政庁の竣工

第Ⅲ―2期政庁の竣工については政庁跡漆紙文書の年紀が注目される。前掲史料E以外の年紀文書には天応元年と延暦二年のものがある。

【史料F】多賀城跡第5・8・43号漆紙文書

◎第5号漆紙文書

(□斛三斗□)

書生二人 膳部□

□廿一日盡廿九日合九箇日粮□

天応元年五月十八日書生□

厨□

◎第6号漆紙文書

□

□合十□□粮請□

□□□□□□□□□□
書生生部益人

(別筆カ) 十三日

□□□□□□□□□□
掾安倍朝臣

(目署カ)
□□□□□□□□□□
真□□□□□□□□□□

・(漆面)

- 條七里大□田□
- 條□
- 條□□田□
- 條□□田□
- 條□里□
- 條□

◎第7号漆紙文書

- □連立□
- 延暦二年十月廿八日□

◎第8号漆紙文書

- 〔使カ〕
- 三枝部山□所進
- 〔道カ〕
- 胡祿四百枚
- 鞆一百卷
- 者而無解文□
- 四日□
-

・(漆面)

- 〔天応元カ〕
- □ □ □

◎第45号漆紙文書

- 延暦二年六□

ア 年紀のある漆紙文書

天応元年五月の第5・6号文書は征東使が凱旋を奏する直前頃の公粮請求文である。第6号には書生、厨の官人とみられる者の署名と別筆で掾の自署があり、城内での書生の実務と厨による給食が確認できる。第8号では漆面に天応元年の年紀がある。裏は武具の貢進文で、当時の状況から推せば年紀文書は紙背利用の可能性が高い。一方、延暦二年の第7号は十月廿八日、第45号は六月某日の文書である。ともに内容は不明だが、前者は文書末尾とみられる断簡で最も新しい年紀文書である。

前掲史料Eも含めると、年紀文書は平川氏の指摘⁽⁵⁷⁾どおり宝龜十一年(延暦二年)という短い期間でまとまっている。月までみれば、政庁では延暦二年十月を絶対的な上限とし、それから比較的近い時期に漆塗り作業が行われている。少なくともそれまでは復興期である。さらに、出土遺構や共伴した遺物も加えて漆作業が行われた頃の様子⁽⁵⁸⁾と第III―2期政庁竣工の年代を考えたい。

イ 出土遺構と共伴した遺物

前述のとおり、漆紙文書が出土したSK1104は第II期西脇殿南側の石組溝が西辺築地内側の石組溝とT字(ト)に接する北側にあり(図版3…二二六頁)、第III期政庁の造営に伴う第3次整地層より新しい。西側では整地層が石組溝を埋めており、その上面では第III期西辺築地の寄柱礎石が検出されている。石組溝に接して掘られたSK1104の位置からみれば、漆紙の廃棄時には第III期の築地がすでに築かれ、西脇殿も建ち上がっていた状況が考えられる。また、漆紙文書は軒瓦四八点を含む多量の瓦と共伴した。SK1104は当初は瓦溜まりとされており⁽⁵⁸⁾、多量の瓦の廃棄は建物の建替え等による大規模な造営を示す。出土土器からみた遺構の年代は八世紀末頃(九世紀前半頃)でも古く、その間の大規模な造営は第III―2期の本格的な政庁の造営以外にはない。出土した軒瓦も大部分は第I・II期の瓦である(九一・七%)。ただ、第III期の

表1 年紀文書の保存・保管と蓋紙への転用

	天応元年8月 (1年以上)	延暦元年8月 (2年以上)	延暦2年8月 (3年以上)	延暦3年8月 (4年以上)	延暦4年8月 (5年以上)	延暦5年8月 (6年以上)	延暦6年8月 (7年以上)
第1号宝亀11年9月公粮請求文							
第12号宝亀11年9月公粮請求文	文書保存	集計・目録作成 再利用可(保管)					
第5号天応元年5月公粮請求文							
第6号天応元年5月公粮請求文							
第2号宝亀11年9月粮穀進上文	文書保存	集計・目録作成 文書保存			再利用可(保管)		
第3号宝亀11年9月以降粮米請求文							
第45号延暦2年6月内容不詳文書			文書保存	集計・目録作成 文書保存		再利用可(保管)	
第7号延暦2年10月内容不詳文書				文書保存	集計・目録作成 文書保存		再利用可(保管)

※ 実線は確実な保存・保管。点線は蓋紙への転用。()は火災からの年数

軒瓦も四点含むことは重要であり、政庁内における瓦葺きの作業が考えられる。

以上を踏まえて漆紙文書廃棄時の政庁の様子を想定すると、第3次整地層後に築かれた築地の内側において、新たに焼成した第Ⅲ期の瓦と転用可能な第Ⅰ・Ⅱ期の瓦が葺かれ始めた本格的な礎石式建物が建ち並ぶとともに、建物等の内・外装の必要箇所ので塗り作業が行われ、不要になった瓦や漆の蓋紙などを築地の近くに堀った穴に廃棄している状況が想定される。その様子は竣工間近の最終段階にある政庁を窺わせる。

ウ 竣工の年代

漆紙の廃棄を第Ⅲ-2期政庁の竣工間近とすると、竣工は第7号文書の延暦二年十月末を上限とした比較的近い頃となる。見方を変えれば、宝亀十一年三月末〜四月初め頃の火災から三年半余りを経ても政庁は竣工していなかった。⁵⁹⁾ 竣工の時期について、文書が漆の蓋紙に使われるまでの保存にも着目してさらに検討したい。

律令制下での公文書の保存期間

は、永久保存(詔・勅・奏案、考案、補官・解官案など)や戸籍のような長期保存(三〇年。庚午年籍は永久保存)が規定されたもの以外は三年である。⁶⁰⁾ しかしながら、長岡京木簡を検討した今泉隆雄氏によると⁶¹⁾『延喜式』では三年(調庸帳・死亡帳・俘囚帳・租目録帳・租損益帳など)を基本としつつも十年(官舎帳・池溝帳)、六年(大帳・宮内省被官諸司考選文など)、一年(雑任帳)の文書を設け、文書の重要性や内容から年限を定めていた。ただし、請飯文書のような日常的な文書木簡は高張ることもあるため年度単位(八月〜翌七月)で集積し、集計・目録作成ののち短時日で廃棄されたとし、作成から廃棄までの期間を長くても一年と指摘している。

ここで年紀と内容がわかる政庁跡漆紙文書をみると、宝亀十一年九月と天応元年五月の公粮請求文が4点(史料E・第1・12号、史料F・第5・6号)、宝亀十一年九月頃の粮の進上文が2点(史料E・第2・3号)あり、田籍様文書の紙背に書かれた第6号以外はいずれも紙背利用がされていない。これらの文書の保存・保管を考えると、公粮請求文は長岡京木簡を参考とすれば、宝亀十一年八月〜天応元年七月までの文書を一括した集計・目録の作成後は必ずしも保存の必要はない(表1)。もともと、これらは紙文書であるため廃棄されず、天応元年八月以降は紙背利用等のための保管が考えられる。一方、粮の進上文は貢進文という性格からすれば『延喜式』における調庸帳や租目録・損益帳と同じ三年の保存をみるのが一応無難であろう。とすれば、宝亀十一年八月〜天応元年七月までの貢進文と一括保存され、三年後の延暦三年八月に再利用が可能となる。

ところで、最も新しい延暦二年十月末の第7号は内容が不明である。年紀一行前の「□□連立□」を人名とすれば、公粮請求文よりは貢進文や解文などの可能性があるが詳細は不明である。このため保存期間の設定も難しいが、集計・目録の作成を考えれば少なくとも延暦三年八月

までは廃棄されない。そのうえで基本的な三年の保存をみると再利用できるのは延暦六年八月以降となるが、それでは政庁の再建に七年以上を費やしたことになる、現実性が乏しい。短時日で廃棄される公粮請求文に延暦年間のものがないことも疑問となる。ここで注目されるのが政庁跡漆紙文書には紙背利用が少ないという平川氏の指摘である。⁶²⁾

政庁跡漆紙文書で紙背利用がみえるのは個体数八七点(註(46)参照)のうち一点一点にすぎず(一二・六%)、それは紙背利用よりも漆の蓋紙への転用が優先したことを示している。すなわち、政庁での漆作業のために多量の紙が必要となり、紙背利用を待つ紙はもちろん、保存期間の満たない文書も集めたとみられる。とすれば、漆作業の時期は最も新しい第7号の年紀に近いと考えられるが、年度単位の集計・目録作成という文書実務の手順を踏めば、第7号の転用は延暦三年八月以降である。興味深いことに、その年限には根の進上文(第2・3号)の再利用も可能となる。さらに、第7号が延暦六年八月(保存三年)以降の再利用では復興期間が長すぎることも考慮すると、第Ⅲ―2期政庁の竣工は延暦三年八月を上限とした延暦三年後半―延暦四年頃が妥当と思われる。そこで延暦三年前後の陸奥国の状況もみてみたい。

④ 延暦三年前後の陸奥国

延暦三年前後の陸奥国については征東使の任命、上層部官人の異動、多賀・階上郡の真郡化などの記事がある(二五五頁年表)。

① 征東使の任命

征東使の任命は第7号文書における政庁竣工の絶対的な上限(延暦二年十月末)の直後からみえる。同年十一月に大伴弟麻呂が征東副將軍、翌三年二月に大伴家持が持節征東將軍、文室与企が副將軍、入間廣成と

安倍猿島墨繩が軍監に任じられた。先の征討での賞賜以来、陸奥国関連では軍粮の献上による叙位、兵乱による復除等の記事はあるが、征討の動きは二年程みえず、延暦二年末から翌年に再開が明示された。ただ、大伴家持、入間廣成、安倍猿島墨繩は延暦元年六月にそれぞれ陸奥按察使鎮守將軍、陸奥介、鎮守権副將軍に任じられている。家持は武の名族大伴氏の宗主であり、廣成と墨繩は先の征討の戦功者である(表2)。また、大伴弟麻呂は常陸介、文室与企は相模介との兼任であった。さらに、征東使任命に先立つ延暦二年六月には坂東八国の散位の子、郡司子弟等で軍士に耐える者への武芸教習、非常時の出兵を命じている。従って、政府は先の征討から一年を経ないうちに次の征討への布石を打ち、頃合いをみていた感がある。

しかし、この征討の關係記事はその後みえず、実施された形跡がない。延暦三年五月頃から桓武天皇が長岡遷都に集中したこと、拠点となる多賀城等の城柵の整備が不十分だったためと推定される。前述のとおり、漆紙文書による多賀城政庁竣工の上限は同三年八月である。征東使任命時には政庁は未完成であり、征討は時期尚早だったと思われる。さらに、この征討は後述のように同四年八月の大伴家持の死没等による消滅が考えられる。

② 上層部官人の異動と多賀・階上郡の真郡化

延暦三年十一月に桓武天皇が長岡宮に移幸して遷都を既成事実化すると、翌四年前半の陸奥国では上層官人の異動や多賀城近隣の多賀・階上郡の真郡化などがみられる。官人は正月に多治比守美が陸奥守となり、二月には陸奥按察使と鎮守副將軍を兼任、三月には正五位以下に昇叙のうえ賜物に預かった。また、五月には百濟王英孫が鎮守権副將軍に任じられている。この二人も先の征討の戦功者である(表2)。守美は大伴家持の按察使と征討後に戦後処理を任された内蔵全成の陸奥守鎮守副將

表2 宝亀・天応の征討の論功行賞

	氏名	昇叙前	叙位叙勲	昇階
征東大使	藤原小黑麻呂	正四位下	正三位	3
征東副使	紀古佐美	従五位上	従四位下勲四等	3
鎮守副將軍	百済王俊哲	従五位上	正五位上勲五等	2
征東副使	内蔵全成	正五位下	正五位上勲五等	1
	多犬養	従五位下	従五位上勲五等	1
陸奥介	多治比海(宇美)	従五位下	従五位上	1
その他の官人	紀木津魚	正六位上	従五位下	1
	日下部雄道	正六位上	従五位下	1
	百済王英孫	正六位上	従五位下	1
	阿部猿島墨繩	正六位上	外従五位下勲五等	1
	入間廣成	正六位上	外従五位下	1

軍の後任であった。家持は四月には多賀郡等の真郡化を申請しているの
で、その頃には宇美と入れ替わりに入京したとみられ、全成は七月に大
蔵大輔に任じられている。従って、多賀城及び陸奥国の本格的な復興は、
まず全成が陸奥守兼鎮守副將軍として手がけ、延暦元年六月以降は家持
が上官の按察使兼鎮守將軍となつて進めていたが、延暦四年前半にはと
もに陸奥国を離れ、多治比宇美が陸奥国首班となつた。
ところで、宇美による按察使と陸奥守、鎮守副將軍の兼任は前任の家
持・全成の体制とは異なり、伊治公咎麻呂の乱以前の紀広純と同じであ
る(表3)。昇叙した宇美の位階も広純が陸奥守鎮守副將軍にして按察

表3 宝亀後半～延暦初めの陸奥国上層官人

I. 征討前	① 宝亀 5.7 (774)	② 宝亀 6.11 (775)	③ 宝亀 8.5 (777)	④ 宝亀 11.3 中旬 (780)
陸奥按察使	正四上 大伴駿河麻呂	正四上 大伴駿河麻呂	正五下 紀広純	従四下 紀広純
陸奥守	正四上 大伴駿河麻呂	正四上 大伴駿河麻呂	正五下 紀広純	従四下 紀広純
陸奥介	従五上 上毛野稲人	正五下 紀広純	従五下 大伴真綱	従五下 大伴真綱
鎮守將軍	正四上 大伴駿河麻呂	正四上 大伴駿河麻呂	—	—
鎮守副將軍	正五下 紀広純	正五下 紀広純	正五下 紀広純	従四下 紀広純
鎮守権副將軍	—	—	従五上 佐伯久良麻呂	—
II. 征討期	⑤ 宝亀 11.3 下旬(780)	⑥ 宝亀 11.6 (780)	⑦ 天応 1.6 (781)	⑧ 延暦 1.6・同 3.2(782・784)
陸奥按察使	—	—	正四下 藤原小黑麻呂〔大使〕	従三位 大伴家持〔大使〕
陸奥守	正五上 大伴益立〔副使〕	正五上 大伴益立〔副使〕	従五上 紀古佐美〔副使〕	正五上 内蔵全成
陸奥介	従五下 大伴真綱	従五下 多治比宇美	従五下 多治比宇美	外従五下 入間廣成〔軍監〕
鎮守將軍	—	—	—	従三位 大伴家持〔大使〕
鎮守副將軍	従五下 大伴真綱	従五上 百済王俊哲	従五上 百済王俊哲	正五下 内蔵全成
鎮守権副將軍	—	—	—	外従五下 安倍猿島墨繩〔軍監〕
III. 征討後	⑨ 延暦 4.4 (785)	⑩ 延暦 6.2 (787)	⑪ 延暦 7.2 (788)	
陸奥按察使	正五下 多治比宇美	正五下 多治比宇美	正五下 多治比宇美	※ 太字は陸奥国の首班
陸奥守	正五下 多治比宇美	正五下 多治比宇美	正五下 多治比宇美	
陸奥介	外従五下 入間廣成	従五下 佐伯葛城	従五下 藤原葛野麻呂	
鎮守將軍	従三位 大伴家持(入京)	正五上 百済王俊哲	正五下 多治比宇美	
鎮守副將軍	正五下 多治比宇美	正五下 多治比宇美	従五下 池田真枚	
鎮守権副將軍	外従五下 安倍猿島墨繩	従五下 佐伯葛城	外従五下 安倍猿島墨繩	
鎮守権副將軍	従五下 百済王英孫	外従五下 安倍猿島墨繩	—	

使を兼ねた時と同じ正五位下であった。また、広純が大伴駿河麻呂の死没によって陸奥国首班となる二ヶ月前には佐伯久良麻呂を鎮守権副將軍に任じ、久良麻呂はその後の征討で出羽国からの戦闘にあたったが、宇美に続いて五月に鎮守権副將軍となった百濟王英孫も家持没後の九月には出羽守に任じている。英孫の権副將軍任官時には安倍猿島墨繩がすでに権副將軍である点を踏まえると、英孫の副將軍補任には広純の時の久良麻呂と同じ役割が考えられる。とすれば、延暦四年前半の宇美・英孫の補任で上層部の官人は些麻呂の乱以前、すなわち多賀城炎上以前の体制に戻った。

一方、同年四月七日には大伴家持が郡司の設置による多賀・階上郡の真郡化を申請し、裁可された。この時の家持の官名は中納言従三位兼春宮大輔陸奥按察使鎮守將軍であり、按察使が多治比宇美と重なるが、これは恐らく宇美と入れ替わりに入京した家持の申請が両郡の真郡化という本来なら按察使・国司の職分であったためと思われる。家持は新任の宇美より高位高官を兼帯する前任者で、鎮官としてはなお上官である。郡司の設置も多賀城炎上の一因となった国司の逃亡↓指揮官不在による百姓の四散を踏まえた多賀城の防衛にあった。ただ、政務上は按察使・国司の立場で申請・処理される案件であるため、異例ではあるが前任の按察使を付した上奏・裁可がなされたと推測する。

このように延暦四年前半の陸奥国では上層官人が多賀城炎上以前の体制に復した。炎上前の多賀城は多量の兵器と糧を蓄え(史料A・二五二頁)、紀広純を首班として征討を行っていた国府兼鎮守府である。また、大伴家持の申請は多賀城が炎上した欠点を補う施策で、近隣の郡の百姓を郡司の下に結集して防衛を強化するものである。これらの施策からみて、多賀城は紀広純の頃と同様に機能するとともに防衛体制が強化された状態であり、両施策の前提として復興が進み完成に近づいた姿が想定される。年代的にも漆紙文書からみた第三―二期政庁の竣工とほぼ合致

する。防衛体制の強化から外郭諸門など他の主要施設の竣工も推定される。上層官人の異動は復興から通常の体制への移行として理解できる。多賀城の本格的復興は延暦四年前半頃の終了が考えられる。⁽⁶⁵⁾

おわりに

迂遠で煩雑な論述を整理し、私見をまとめる。①では、伊治公些麻呂の謀反を契機とした宝龜十一年(七八〇)の多賀城の火災と蝦夷の襲撃の実態を述べた。多賀城は必ずしも全焼ではなく火災を免れた施設もあったが、政庁・外郭諸門・城前官衙といった律令制的な支配を象徴し、国家の威光を示す主要施設は軒並み焼失した。こうした火災の特徴は「蟻聚」と評される蝦夷の襲撃の特徴そのもので、本来は小規模な単位からなる蝦夷の戦闘集団が些麻呂の謀反で一斉蜂起し、陸奥介大伴真綱等の逃走と籠城した百姓の四散で空城となった多賀城に大挙して押し寄せた結果である。蝦夷は貴重な物品がありそうな主要施設に殺到し、まず略奪を尽くしたうえで最終的に放火をした。

②では、火災と宝龜末の征討との関係、征討の経過を述べた。些麻呂の謀反と多賀城が炎上に至る経緯を記す宝龜十一年三月丁亥条は後にまとめられた記述であり、陸奥介等の逃走と多賀城の炎上は遅れて報告され、政府は前者を五月、後者を七月に認識した。このため謀反の第一報直後に派遣された征東使は想定外の難局に直面し、天皇との間で征討に対する考え方の差が開いた。人員・物資の補充後も征討は実施されず、征東使上層部の刷新と天皇の厳命でようやく十一月・十二月に大崎・栗原地方の城柵・失地を回復したものの、翌年五月には現地の判断で征東軍を解散し、天皇も上京させた副使の説明で現地の詳細を知った結果、認識を改めて征東使等の功績を認めた。

③では、多賀城の復興を考えた。復興はまず征東使が手掛け、その帰

還後は新たな陸奥守兼鎮守副將軍内蔵全成と、その上官の陸奥按察使兼鎮守將軍に任じられた大伴家持が進めたとみられる。具体的な経過については政庁跡出土漆紙文書に注目し、年代に関する問題を解消したうえで、多賀城の政治的機能は宝龜十一年九月頃にはある程度回復したものの、仮設の第Ⅲ—Ⅰ期政庁は天応元年（七八〇）以降、本格的な第Ⅲ—Ⅱ期政庁は延暦三年八月を上限とする延暦四年（七八三）頃の竣工を考えた⁶⁶。延暦四年前半には大伴家持と内蔵全成が陸奥国を去り、多治比宇美が按察使と陸奥守、鎮守副將軍の二官を兼ねる陸奥国首班となる。そのあり方は皆麻呂謀反以前の紀広純と同じであり、百濟王英孫の鎮守副將軍補任と併せて官人は皆麻呂謀反以前の体制に戻った。また、上京した大伴家持の申請によって多賀・階上郡が真郡化され、多賀城の防衛が強化された。以上から、多賀城の復興は延暦四年前半頃にほぼ終了したと考える。

冒頭で述べたように、第Ⅲ期多賀城の南面には方格状の地割による街並みが形成され始める。本稿では、その前提となる多賀城の炎上と復興に関する私見を述べた。これに続く桓武朝の征討とその後の街並みの形成についてはあらためて考えることにしたい。

註

(1) 宮城県多賀城跡調査研究所『多賀城跡 政庁跡 本文編』、一九八二年。同研究所『多賀城跡 政庁跡 補遺編』二〇一〇年（以下、前書を『政庁本文編』、後書を『政庁補遺編』と略す）。なお、本稿で用いる多賀城の遺構期は政庁のものだが、城内の各所をみる際にも概ね有効である。

(2) 第二期段階の多賀城において、その南面には政庁中軸線を南に延びる南北大路と外郭南面に平行して西に延びる東西大路があったが、方格状地割による街並みの形成は南面を蛇行していた河川の改修が行われ、南北・東西大路の交差点から南北大路の南延長を直線的に延びる運河が掘削された第三期を契機とする。運河の掘削は桓武朝の延暦年間のことと、南からの多量の物資の輸送を可能にすることから征討との関わりが考えられ、後には街並みの形成へと繋がった（柳澤和

明「長岡京期の多賀城——桓武朝の東北遠征——」〔『考古学ジャーナル』三九九、一九九六年〕、鈴木琢郎「多賀城の大路造営」〔『福大史学』第八一、二〇一〇年〕、村松稔「多賀城域外における南北大路の創建および拡幅時期について」〔『福大史学』第八三、二〇一三年〕、齋藤和機「古代多賀城方格地割と東西大路」〔『東京学芸大学 アーキオ・クレイオ』第一五号、二〇一八年〕、拙稿「陸奥国の城柵と運河」〔鈴木靖民 川尻秋生 鍾江宏之編『日本古代の水上交通』、二〇一五年〕など。とすれば、征討の発端となった多賀城の炎上もまた街並み形成の遠因であり、前提と考えられる。そうした見通しを以て、本稿は街並みの形成に至る第一段階としての多賀城の炎上と復興について述べる。

なお、従来は国府の都市化の観点から街並みを理解する見方が主体で、征討との関連はほとんど触れられていない（平川南「古代地方都市論」〔『律令国郡里制の実像』上、二〇一四年、初出一九九九年〕、進藤秋輝「多賀城発掘」〔青木和夫 岡田茂弘編『古代を考える 多賀城と古代東北』、二〇〇六年〕、高倉敏明『多賀城跡 古代国家の東北支配の要衝』、二〇〇八年など）。これらにも妥当な面はあるが、その根本には多賀城跡の発掘調査の開始によって普及した城柵もまた官衙であり、多賀城も第一義的には国府であるという考え方（城柵官衙説）が感じられ、街並みの形成もその延長上で国府の都市化・発展としてみられてきたと思われる。しかしながら、こうした方格状の街並みが地方官衙にある例はごくわずかである。桓武朝の征討・河川改修を経た形成を踏まえれば、形成の端緒に征討があるのは否定できないと考える。

(3) 二〇一九年開催の東北歴史博物館特別展「蝦夷—古代エミシと律令国家—」の展示図録に城内の火災状況を示す図（七五頁）がある。また、同展開催中の多賀城講座での村上裕次「考古学からみた「伊治公皆麻呂の乱」でも火災状況が整理されている。

(4) 註(1) 報告書。焼土層の分布は『政庁本文編』図43、『政庁補遺編』第55図を参照。なお『政庁本文編』では火災の際に正殿は焼け残ったとし、『政庁補遺編』もそれを踏襲するが、再調査の結果、火災で建替えられたことが判明している〔宮城県多賀城跡調査研究所年報二〇二二（第85次）〕。

(5) 南門Ⅱ 宮城県多賀城跡調査研究所『多賀城跡 外郭跡Ⅰ—南門地区Ⅰ—』、二〇一七年。東門Ⅱ 宮城県多賀城跡調査研究所年報一九八八（第54次）。西門Ⅱ 宮城県多賀城跡調査研究所年報一九八五（第46次）。以下、南門の報告書は『外郭Ⅰ南門』、同研究所の年報は調査回数と合わせて『年報一九八五』（第46次）などと略し、複数の場合は『年報一九八五・一九八八』（第46・54次）などと記す。

- (6) 『年報一九八五』(第46次)では四時期の変遷がある西門について、一時期目の掘立式によるSB一〇五〇Aを第二期、二時期目の礎石式による同Bを第三期としていた。これはBの礎石据穴から出土した第二期の瓦をAに葺かれた瓦とするためだが、その確証はなく、Bの上限は第二期とみるのが妥当である。私見ではAを第一期、Bを第二期の西門とみており、それによって他の門や主要施設と規模・構造の変遷も整合的に捉えられる。なお、『外郭I南門』では再検討中としつつも私見と同じ見方による図・表(図版139・第16表)が提示されている。
- (7) 南辺『年報二〇一五』(第88次)、東辺『年報一九八八・二〇一〇』(第55・82次)。
- (8) 『年報一九八六』(第51次)。なお、門・櫓以外の外郭施設の火災状況に関する出典は次の通りである。南辺『年報一九七〇・一九七三・一九七四・一九七九・一九八二・二〇一五』(第8・20・24・34・40・88次)、東辺『年報一九七二・一九七四・一九七五・一九八二・一九八六・一九九〇』(第17・24・27・41・51・58次)、北辺『年報一九七二・一九八五・一九八六・二〇〇三』(第17・49・51・75次)。
- (9) 『年報一九八八』(第55次)。
- (10) 註(2)進藤論文。及び同氏『古代東北統治の拠点多賀城』二〇一〇年。
- (11) 『年報一九七二』(第17次)。
- (12) 『年報一九九〇』(第59次)。
- (13) 『年報一九七〇・一九七四・一九七九』(第8・24・34次)。
- (14) 宮城県多賀城跡調査研究所『多賀城跡 政庁南面地区II―城前官衙総括編―』、二〇一九年。
- (15) 大畑官衙『年報一九七一・一九七四・一九八九・一九九三・一九九五・一九九七』(第14・23・56・58・60・62・64・66・68次)、作貫官衙『年報一九八〇・一九八二』(第36・39・42次)。
- (16) 東門北側『年報一九七二・一九七五・一九八六』(第17・27・51次)。南側『年報一九八九・一九九〇』(第56・58・59次)。
- (17) 註(12)報告書。
- (18) 註(14)報告書、及び拙稿「八世紀鎮守府に関する覚書」(熊谷公男編『古代東北の地域像と城柵』、二〇一九年)。なお、報告書と拙稿には官衙の空間構造の考え方などに多少の違いはあるが、遺構の事実関係や建物配置の計画性の点で大きく変わりはない。詳細は省くが、本稿は私見に基づいて記す。
- (19) 宮城県多賀城跡調査研究所『多賀城跡 政庁南面地区―城前官衙遺構・遺物編―』、二〇一八年、所収第四二四〜四三二号木簡。
- (20) 五万崎官衙『年報一九七六・二〇一一』(第28・30・83次)、金堀官衙『年報一九七三』(第21次)。
- (21) 『年報一九七一・一九七二』(第12・18次)。
- (22) 前掲註(18)拙稿、及び拙稿「出土文字資料と多賀城碑」(熊谷公男編『古代史3 蝦夷と城柵の時代』、二〇一五年)。
- (23) 南門は東山道から多賀城南面の東西・南北大路を通じて多賀城に入る正門、尾根筋に開く門のうち東門は松島湾に面した塩竈からの門、西門は城外西南の集落(山王遺跡)からの門である。
- (24) 外郭南辺の調査では「大垣」の墨書土器が出土している(『年報一九七九』(第34次))。第二期以降の南辺はそう呼ばれていた。
- (25) 『続日本紀』宝亀元年(七七〇)八月己亥条・天応元年(七八二)六月戊子条(史料D・二五七頁)。なお、以下の記述において出典が六国史の場合は年紀以下の表記とする。
- (26) なお、多賀城襲撃時における皆麻呂の動向は不明である。按察使殺害後に大伴真綱を多賀城に護送させたのは確かだが、その後の行動は史料に一切みえない。無秩序な多賀城襲撃の実態も踏まえると、皆麻呂は蝦夷の一斉蜂起の契機を作った人物ではあるが、多賀城を襲った蝦夷側の総帥とはいえず、襲撃に加わっていない可能性や後掲註(34)のような行動も推測される。
- (27) ただし、皆麻呂の按察使殺害を契機として律令国家が大規模な征討に踏切り、蝦夷側も胆沢・志波地域の蝦夷を中心に組織的な抵抗を強めるなかで戦争といえる状況が深まったのは事実であろう。
- (28) 鈴木拓也「光仁・桓武朝の征夷」(同氏編『東北の古代史4 三十八年戦争と蝦夷政策の転換』、二〇一六年)。以下、鈴木氏の見解は本論文による。
- (29) 宝亀十一年三月甲午条。なお、一部を除いて以下の本文では日付を干支でなく、便宜的に数字で示す。出典は『続日本紀』であり、干支は年表(二五五頁)に示した。
- (30) 継縄のように赴任しなかった例は珍しいが、陸奥国派遣の征討大使・將軍には象徴的な存在が比較的にみられる。神龜の征討に関する叙位では大野東人が副將軍を越える位置に記され、大使の藤原宇合を上回る三階の昇叙を得ており、在地官人であった東人の働きが大きかった(『続日本紀』神龜二年正月己丑条)。天平九年の陸奥出羽直路開削事業でも実働部隊を率いて開削にあたったのは東人であり、持節大使の藤原麻呂は後方の多賀柵に控えている(天平九年四月戊午条)。延暦八年の征討での敗戦の際にも征東大將軍紀古佐美が後方にいたのは明らかで(延暦八年六月甲戌・庚辰条)、延暦十三年の征夷大將軍大伴弟麻呂に至っては

「お飾り」とすら評されている（熊谷公男編『アテルイと東北古代史』高志書院、二〇一六年）。征夷将軍・大將軍として前線での働きが考えられるのは多治比原守、坂上田村麻呂、文室綿麻呂くらいであり、過半数の大使・将軍は象徴的な存在であった感がある。従って、節刀を副将軍（副使）の大伴益立が持し（宝龜十一年六月辛酉条）、赴任すらしなかった継縄はなおさら名目的な存在の可能性が強い。当時の継縄は中納言従三位であり、それ以前の陸奥国への征討使では最も高位高官でもある。

(31) 註(28) 鈴木論文。

(32) 第一報の火災記事は、恐らくこの時の報告によつたと推定される。

(33) 第一報の発送者は鈴木氏も大伴真綱と推定している。

(34) 真綱の救命・護送の理由は不詳である。多賀城への護送は開城のためとする見方（註(28) 鈴木論文）もあるが、開城させる目的がはっきりしない。そこで少し考えてみると、まず広純・大楯殺害の動機が私怨とされた点からみて真綱は怨まれていなかった。真綱は陸奥介であり、広純亡き後は陸奥国の首班となる。また、皆麻呂は広純殺害の直前まで私怨を隠し、それを表明したのは俘軍を誘った時点からとみられる。とすれば、皆麻呂の動機を私怨として報告したのは殺害現場にいた真綱とみるのが陸奥国首班の立場としても妥当である。さらに皆麻呂に多賀城襲撃の確証はなく（註(26) 参照）、真綱の護送後は消息不明であること、襲撃の実態などからみると、真綱の救命・護送は政府への交渉・取りなしのためではなからうか。

皆麻呂の行為を真綱と国家側は私怨と位置づけるが、その根本には「以夷俘遇」といった夷俘出身者に対する差別的な扱いがある。この事件が蝦夷の大規模な蜂起に繋がったことを思えば、不当な扱いは蝦夷側の不満として様々な点で顕在化していたと思われる。しかしながら、そうした事情が交渉次第で認められれば、皆麻呂に寛大（正当）な処置も期待できなくはない。とはいえ、国家は甘くなかったし、事態が蝦夷の蜂起による多賀城の襲撃・炎上に至れば、そのきつかけを作った皆麻呂に交渉の余地はない。政府と戦う力もなければ逐電するしかなかったろう。さらに交渉のための護送なら、その後の真綱の逃走も見通しやすかった。第一報後の鎮守副将軍任用からみて、真綱は皆麻呂の動機を私怨として報告し、取りなさなかった。そこに蝦夷の一斉蜂起という事態の急速な悪化によって、今度は自分が事実上の首班として矢面に立つことになる。伊治城での凶行に居合わせた恐怖もあり、逃走に及んだと見通される。

(35) 例えば、養老四年（七二〇）にも陸奥国では大崎地方を中心に蝦夷の大反乱があり、按察使の上毛野広人が殺されて征討軍が派遣されている。状況がよく似て

いるが、この時は半年余りで迅速に乱を鎮圧し、余塵は残ったものの、その後は手順を踏んで陸奥国の復興が行われた（拙稿「多賀城創建木簡の再検討」『歴史』第一二六号、二〇一六年）、「第1期多賀城の特質」『日本歴史』第八三九号、二〇一八年）。

(36) これは大伴真綱の鎮守副将軍任用に明らかである。また、本文二五六頁史料Cでは征東使が「整兵設糧、將軍所為。而集兵之前、不可弁備、還云、未儲城中之糧者。」として光仁天皇に責められている。天皇の叱責には些か責任転嫁の感もあるが、征東軍が多賀城の備蓄をアテにしていたのが窺われる。

(37) 本文二五六頁史料Cに「夏称草茂、冬言襖乏。縦横巧言、遂成稽留。…(中略) 然則、何月何日、天誅賊復城。」とあり、これらの城柵の失陥は夏には判明していた。なお、伊治城跡や推定新田柵跡ではこの時のものとみられる火災痕跡が確認されている（『伊治城跡——平成4年度発掘調査報告書』〔築館町（現栗原市）文化財調査報告書第6集、一九九二年〕。『新田柵跡推定地』・『新田柵跡推定地3ほか』（田尻町（現大崎市）文化財調査報告書第3・5集、一九九八・二〇〇一年）。

(38) 志願兵を募集した五月十六日勅には「期日会衆、事須文武尽謀、將帥竭力、刈夷奸軌、誅戮元凶。」とみえる。光仁天皇は同八日の奏上によつて真綱等の逃走で陸奥国の状況が不穏なことは知ったが、この勅の時点では元凶＝伊治公皆麻呂の誅戮を主眼としており、蝦夷の一斉蜂起で多賀城等の城柵が失陥する事態とはみていなかったと思われる。

(39) 天応元年九月丁丑・癸亥条。

(40) 栗原地方ではこの後も伊治村の俘による敵対行動が知られ（『類聚国史』巻一九〇 延暦十一年正月丙寅条、楯座等五道の経略で一時的には失地が回復されたものの支配の再建は進まなかったとみられる。神護景雲元年（七六六）の伊治城造営以来、支配の実績が十五年弱に過ぎなかったことが背景にある）。

(41) この点は小黒麻呂の功績に「復所亡諸塞」とある点で明確である（註(39) 史料）。

(42) 全成の経歴に関する出典は以下のとおりである。『大日本古史書』四、三三三頁。『寧楽遺文』下巻六・一七・六二四頁。『続日本紀』天平宝字三年十月辛亥条。宝龜三年四月庚午・五年三月癸卯・十年十一月己巳条。延暦四年七月己亥・五年二月丁丑条。

(43) 陸奥守就任前の全成の地方官は宝龜五年に大外記にして越後介の兼任がみえるのみだが（九月庚子条）、多犬養は近江介、信濃守、但馬員外介の経歴がある（天平神護二年三月辛巳・七月乙亥条、宝龜二年十一月辛丑条）。また、犬養には全

成のような学識関係や外交にあたる官の経歴はみえず、この時の征東副使以外に陸奥国との関連記事もない。

(44) 早川庄八 『日本の歴史4 律令国家』(一九七四年)。

(45) 北啓太 『桓武天皇はなぜ蝦夷にこだわったか』(吉村武彦・吉岡真之編『新視点日本の歴史3 古代Ⅱ』、一九九三年)。鈴木拓也 『戦争の日本史3 蝦夷と東北戦争』(二〇〇八年)。

(46) 宮城県多賀城跡調査研究所 『宮城県多賀城跡調査研究所資料集 多賀城漆紙文書』一九七九年。なお、この資料集で付された号数は文書点数と漆紙の個体数が混在しており、一個体の漆紙の表・裏に同番号や別番号を付す場合、四種の文書が貼り継がれた一個体の漆紙文書に四つの番号を付す場合など統一がとれていない。ちなみに、平成二六年の県指定にあたり筆者が整理した際の個体数は九六点で、政庁跡出土漆紙の個体数は八七点であった。

(47) 平川南 『漆紙文書と遺跡・遺構——多賀城漆紙文書の場合——』(『漆紙文書の研究』、一九八九年)。「よみがえる古代文書——漆に封じ込められた日本社会——」(一九九四年)。

(48) 『政庁本文編』では本格的な第Ⅲ期の復興を八世紀末頃とする。

(49) 史料的にも前述したとおり、宝亀十一年七月には九月五日を期限とした多賀城への軍士参集を命じている。そうした状況下での焼失した政庁の放置↓漆塗り作業↓政庁の復興(第3次整地層)という経過は考え難い。なお、漆紙文書六点が出土した焼土層を『政庁本文編』は第3次整地層か、その上層から掘り込んだ土壙の埋土とするが、SK一〇四出土文書との一括性からすれば後者であり、焼土は第3次整地層に由来する含有とみられる。

(50) 註(1) 報告書『政庁本文編』図145(二六七頁)。

(51) 天平九年(七三七)の陸奥出羽直路開削事業(同年四月戊午条)で動員された兵士五千人は当時五団の陸奥国の軍団兵士全員とみられる。その場合、兵士は事業期間以外にも上番勤務はすることから食料の自弁はかなりの負担であり、こうした臨時の動員では根が支給されたとみるのが自然である。この事業が延期された要因にも根の輸送の問題があった。

(52) 例えば、公粮請求文には田籍様文書の紙背を使用した天応元年五月九日の文書もあり(本文二六三史料F・第6号・本文二六四頁)、日付からみれば田籍様文書は火災前の帳簿である。それを保管していた施設は焼失していない。

(53) 註(1) 報告書『政庁本文編』・『政庁補遺編』。及び『年報二〇二二』(第85次)。

(54) 註(18) 拙稿。なお、註(14) 報告書では城前官衛中央のSB二五〇八に第Ⅰ期の可能性をみるが、柱穴が炭とブロック状の地山土を含む土で埋め戻されている。

る。炭を顕著に含む点は註(19) 報告書の写真でも明瞭であり、焼土もみられることから火災後の第Ⅲ—Ⅰ期の建物の可能性が高い。

(55) 註(35) 拙稿「第Ⅰ期多賀城の特質」。養老四年の反乱後に創建された多賀城の外郭南辺は一部に築地があるものの材木堀の箇所が多い。一方、東辺では南辺築地を上回る規模の築地を築いており、東辺の軍事的的重要性、防衛の意識に基づくと考えられる。

(56) なお、東門では現在確認されているSB一七六八棟門(第Ⅲ—Ⅰ期)とSB三〇七A八脚門(第Ⅲ—Ⅱ期)との間に、未確認の本格的に復興された最初の東門(第Ⅲ—Ⅱ期)が想定されている(『年報一九八八』(第54次))。詳細は不明だが、存在したなら後続の八脚門と同程度の構造・規模とみておきたい。

(57) 註(47) 平川論文。

(58) 註(46) 資料集。

(59) 史料上では二年前後で造られた桃生・雄勝・胆沢・志波城や一ヶ月で造営された伊治城がみえるが、桃生・雄勝・伊治城は迅速な造営を賞す記事でもある。また、筆者は以前に多賀城の創建期間をやや長く考えたことがある(註(35) 拙稿「多賀城創建木簡の再検討」)。造営期間の長さは安定した陸奥国の支配下で計画・準備された造営か、第Ⅰ・Ⅲ期多賀城のように蝦夷の反乱で支配体制が崩れるほどの被害を受けた後の造営か、といった背景を考慮する必要がある。史料上にみえる順調短期な造営を他の城柵にも一律に充てるのは妥当ではない。ほかに各城柵の規模・仕様等にも注意すべきであろう。

(60) 公式令82案成条・83文案条。

(61) 今泉隆雄 「文書木簡はいつ廃棄されるか」(『木簡研究』第十六号、一九九四年)。

(62) 註(47) 平川論文。

(63) 宝亀七年五月戊戌・同八年十二月辛卯・同九年六月庚子条。

(64) 註(35) 拙稿「第Ⅰ期多賀城の特質」。

(65) なお、本文のように考えると、この頃には陸奥国単独での征討も可能だったと思われるし、入京した鎮守将軍大伴家持を中心に征東使をあらためて派遣する方策などもある。しかしながら、後者については家持が八月に没し、九月には藤原種継暗殺の首謀者とされたことで(延暦四年八月庚寅条)可能性は消滅する。種継の暗殺は長岡京造営を進める桓武新政権に非を突きつける事件であり、首謀者が進行中の官都の造作と並ぶ一大事業となりえる蝦夷征討の将軍となれば仕切り直しは必然であろう。事件の一週間後には五月に鎮守権副将軍とした百濟王英孫を出羽守に任じており、大規模な征討への動きを一旦は止めて磐麻呂の乱以前の体制で様子を見る姿勢が窺われる。

(66) この意味で政庁跡漆紙文書は多賀城の復興年代をみる重要資料と位置づけられる。なお、政庁跡漆紙文書をはじめとする多賀城跡出土漆紙文書は、城外南面の山王・市川橋遺跡出土の文書（宮城県調査分）を含めて、令和四年国の重要文化財に指定される。漆紙文書として初めての重文指定である。昭和四五年（一九七〇）の政庁跡での出土以来、謎の革製品（註（46）資料集、註（47）平川書籍）は、五〇余年を経て重要文化財となった。重要かつ貴重な史料にしては指定にかかった時間は適切とはいいがたく、その背景にはモノとしての出土文字史料を取巻く環境や扱いの難しさなど様々な問題があると思われるが、出土が全国的に珍しくはなくなった現在、漆紙文書が珍奇な遺物などではなく、重要な文化財として認定されるに至ったことは大きな一歩と思われる。末筆ながら、出土当時に解明に尽力された方々、その後も出土する文書の解読や報告書等の作成に係わられた方々、展示等による普及や研究を進められた方々、また必ずしも出土文字資料の専門ではない立場ながら文化財として県・国における指定に携わられた方々に、敬意を表したい。

（宮城県教育庁文化財課・国立歴史民俗博物館共同研究員）

（二〇二二年三月一六日受付、二〇二二年七月二七日審査終了）

buildings, and the main facilities of the entire castle were rebuilt.

Key words: Tagajyo, Fire, Suppression Army, rebuilt, paper documents which had used for container lid with lacquer

Fire and Reconstruction of *Tagajo*, And the Suppression Army

YOSHINO Takeshi

The purpose of this paper is to elucidate the actual situation of the fire at *Tagajo* due to the rebellion of *Emishi* in the year Houki11(780), the process of suppressing the rebellion, and the process of rebuilding *Tagajo*. *Tagajo*, surrounded by castle walls, was the political and military base of the ancient Mutsu Country. Consideration of the excavation historical materials revealed that the fire of *Tagajo* was centered on major facilities, such as central government offices and castle gates, that symbolize the dignity of the nation. I think that the situation was the result of the *Emishi* fighting group originally composing of small units, attacking *Tagajo* with all at once. Also *Tagajo* at that time was an uninhabited castle because the leaders and people who defended the castle fled after hearing the mass uprising of *Emishi*. *Emishi* rushed to a high-grade facility in the castle like a mob and repeatedly looted. And finally an arson was performed.

Next, I presented a new historical interpretation of the process of suppressing this rebellion. After hearing the report of the rebellion, the Emperor immediately dispatched a force of suppression army from the capital. However, the suppression did not proceed as expected by the Emperor. The reason is that the scale and damage of the revolt were larger than expected, such as the fall of *Tagajo*. Lack of damage information and lack of preparedness for the suppression army were also added. As a result, the suppression army arriving in the Mutsu Country were in a severe situation. Military action was carried out by a strong order of the Emperor, but the outcome of the war was limited to the recovery of castles and areas lost in the rebellion. In light of this result, I pointed out that there was a large difference between the suppression army and the Emperor at perceptions of the situation in areas devastated by the rebellion.

On the other hand, the reconstruction of *Tagajo* was first started by the suppression army. Next, I think that Yakamochi Otomo and Matanari Kura, who have been newly appointed as leaders of Mutsu Country, had advanced a full-scale reconstruction. In addition, I examined the process of reconstruction based on paper documents, which had used for container lid with lacquer, excavated at the central government office of the *Tagajo* ruins. As a result, I think that a temporary central government office was completed after the first year of Tenou(781). Next, in the first half of the year Enryaku4(783), I concluded that the central government office, which consisting of full-scale